

**災害時における高齢者・障がい者等の  
支援対策の手引き【改定版】**

**平成 26 年 3 月  
(令和 5 年 5 月改定)**

**北海道保健福祉部**

# はじめに

道では、「北海道行政基本条例」に基づき、道政の基本的な方向を示す計画として、「北海道総合計画」を策定し、政策展開の基本方向の一つとして、「生活・安心」の分野に「いつまでも元気で心豊かに安心して暮らす」を掲げ、「安全・安心な生活の基礎となる防災体制の確立」に向け、「防災体制の整備や防災教育による地域防災力の向上」や「災害に強い地域づくりの推進」を図っています。

保健福祉部では、「災害対策基本法」や「災害救助法」、「北海道地域防災計画」等の下、道内の災害救助法適用災害や、平成 23 年の「東日本大震災」等の大規模災害のほか、これらに伴う応急対策等を踏まえながら、「北海道版避難所マニュアル〈基本手順書〉」や「災害時における高齢者・障がい者等の支援対策の手引き」の策定・見直しを重ね、これらを広く周知するなどして、市町村など、地域において、高齢者や障がい者等の災害時に特別な配慮を必要とする方々への支援が、効果的に進められるよう、必要な助言や財政支援等に努めてきたところです。

こうした中、平成 30 年 9 月に北海道胆振東部地震が発生し、高齢者など、多くの方々の尊い生命が失われたほか、住家の滅失や全道域での停電など、甚大な被害と多大なる影響をもたらし、多くの道民の方々が避難生活を余儀なくされました。

これらの胆振東部地震に伴う災害対策の検証結果や、多発する大規模災害に対する国の災害対策の動向等も踏まえながら、市町村や関係機関・団体等地域支援活動をされている皆様による要配慮者への災害時の支援対策がより実効性の高いものとなるよう、今般、「災害時における高齢者・障がい者等の要配慮者支援対策の手引き」の見直しを行いました。

道としては、市町村や関係機関・団体等の皆様と要配慮者支援に係る考え方や対応手法等を共有し、行政による「公助」はもとより、地域住民一人一人が自発的に行う災害対策活動である「自助」とともに、自主防災組織等による「共助」といった 3 つの支える力が重層的に機能して、要配慮者の視点に立った支援が、的確かつ効果的に進められるよう、地域の関係者が一体となった要配慮者支援体制の構築に、より一層、努めてまいります。

市町村をはじめ、関係機関・団体の皆様におかれましては、こうした趣旨を御理解いただくとともに、この手引きを御活用いただくなどして、地域において、要配慮者の方々への支援が円滑に進められますよう、よろしく願いいたします。

令和 5 年 5 月 15 日

保健福祉部長

# 目次

第1章 策定の趣旨	- 1 -
第2章 手引きの位置づけと構成	- 3 -
1 位置づけ	- 3 -
2 手引きの全体の構成	- 4 -
第3章 道と市町村の役割分担・連携	- 5 -
第4章 要配慮者	- 6 -
第5章 平時における取組	- 7 -
1 避難行動要支援者名簿の作成等	- 8 -
(1) 避難行動要支援者名簿の概要	- 8 -
(2) フローチャート	- 9 -
(3) 避難行動要支援者名簿に係る全体的な考え方の整理等	- 11 -
(4) 要配慮者の把握	- 12 -
(5) 避難行動要支援者名簿の作成	- 13 -
(6) 避難行動要支援者名簿の更新	- 16 -
(7) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供	- 16 -
2 個別避難計画の作成等	- 19 -
(1) 個別避難計画の概要	- 19 -
(2) フローチャート	- 21 -
(3) 個別避難計画に係る全体的な考え方の整理等	- 23 -
(4) 個別避難計画の作成に必要な情報の把握	- 24 -
(5) 個別避難計画の作成	- 25 -
(6) 個別避難計画の更新	- 34 -
(7) 市町村内部における個別避難計画情報の利用	- 35 -
(8) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供	- 35 -
3 避難行動支援に係る共助力の向上	- 38 -
4 要配慮者に対する避難所の整備	- 39 -
(1) 指定避難所（福祉避難所を含む）の組織体制と応援体制の整備	- 40 -
(2) 福祉避難所の整備	- 42 -
第6章 災害時における取組	- 51 -
1 発災時における避難行動要支援者名簿・個別避難計画の活用	- 52 -
(1) 避難のための情報伝達	- 52 -
(2) 避難行動要支援者の避難支援	- 53 -
(3) 避難行動要支援者の安否確認の実施	- 55 -
(4) 避難先に到着して以降の避難行動要支援者への対応	- 55 -
2 福祉避難所の開設・運営	- 57 -

(1) 福祉避難所の開設.....	- 57 -
(2) 福祉避難所の管理・運営.....	- 58 -
(3) 緊急入所等の実施.....	- 62 -
(4) 福祉避難所の解消.....	- 62 -
3 在宅避難の要配慮者への支援.....	- 63 -
4 福祉仮設住宅の供与.....	- 63 -
(1) 福祉仮設住宅の供与の対象者.....	- 63 -
(2) 福祉仮設住宅設置の留意点.....	- 63 -
<b>第7 原子力災害時の対応.....</b>	<b>- 64 -</b>
<b>第8 医療機関及び社会福祉施設等との連携.....</b>	<b>- 68 -</b>
<b>第9 要配慮者に係る防災・避難のポイント.....</b>	<b>- 69 -</b>
1 要配慮者に共通する事項.....	- 69 -
2 身体機能が低下した高齢者（寝たきり高齢者等）.....	- 72 -
3 認知症高齢者.....	- 72 -
4 視覚障がい者.....	- 73 -
5 聴覚障がい者.....	- 74 -
6 言語障がい者.....	- 74 -
7 肢体不自由者.....	- 75 -
8 内部障がい者.....	- 76 -
9 知的障がい者.....	- 77 -
10 精神障がい者.....	- 78 -
11 発達障がい者.....	- 79 -
12 難病・在宅医療患者等（がん・糖尿病等）.....	- 79 -
<b>【用語解説】.....</b>	<b>- 82 -</b>
<b>【要配慮者支援に関する道の取組】.....</b>	<b>- 84 -</b>
<b>【Q &amp; A】.....</b>	<b>- 86 -</b>
<b>【参考文献等】.....</b>	<b>- 112 -</b>

# 第1 策定の趣旨

道では、災害対策基本法や災害救助法、北海道地域防災計画等に基づき、高齢者・障がい者等の特に配慮を要する者に対し、防災上必要な支援を行うとともに、市町村や関係機関・団体等において、効果的な支援が進められるよう、その助言等に努めてきたところである。

在宅の高齢者や障がい者等は、一般的に災害対応能力が脆弱で、情報の入手や自力での避難が困難な者が少なくなく、災害時には、大きな被害を受ける可能性が高いことから、平時より、災害時における支援体制を整備しておくことが重要であるとの考えの下、平成10年3月に「災害時における高齢者・障がい者等に対する支援対策マニュアル」を策定したところである。

また、平成25年6月に災害対策基本法が改正され、市町村における避難行動要支援者名簿の作成が義務化されたことや、国において、「避難行動要支援者の避難支援に関する取組指針」（以下「避難行動支援指針」という。）及び「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（以下「避難所取組指針」という。）が策定され、また、平成26年1月には、国の防災基本計画が見直されたことに伴い、道においても北海道地域防災計画の見直しを行うとともに、市町村の要配慮者支援対策が更に促進されるよう、同年3月に「災害時における高齢者・障がい者等の支援対策の手引き」を策定したところである。

その後、平成28年4月の国の「避難所取組指針」の改定や「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」の策定、また、同年7月の道の「北海道版避難所マニュアル」策定とともに、平成28年の台風10号や平成30年の北海道胆振東部地震を踏まえた道の災害検証委員会報告などがなされているところである。

更に、近年の災害においても高齢者や障がい者が犠牲となっていることを踏まえ、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、市町村に避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成が努力義務化されたことや、国において「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」の改定がなされたところである。

こうした状況を踏まえ、市町村における支援対策が更に促進されるよう、市町村や関係団体の御意見も伺うなどしながら、この度「災害時における高齢者・障がい者等の支援対策の手引き」として見直しを行ったものである。

【図表 1：手引きの策定経過】

## 手引きの策定経過

国	時期	道（保健福祉部）
	H10. 3月	●災害時における高齢者・障害者等に対する支援対策マニュアル
	H12. 3月	有珠山噴火（災害救助法適用）
	H15. 10月	台風10号（災害救助法適用）
●災害時要援護者の避難支援ガイドライン	H18. 3月	●災害時における高齢者・障害者等に対する支援対策マニュアル（改訂版）
	H18. 11月	佐呂間町竜巻（災害救助法適用）
●福祉避難所設置・運営に関するガイドライン	H20. 6月	
東日本大震災	H23. 3月	
	H23. 8月	●災害時要援護者支援対策の手引き
●原子力災害対策指針	H24. 10月	
	H24. 11月	胆振暴風雪（災害救助法適用）
●災害対策基本法改正	H25. 6月	
●避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針【策定】 ●避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針【策定】	H25. 8月	
●防災基本計画の見直し	H26. 1月	
	H26. 3月	●地域防災計画の見直し ●災害時における高齢者・障がい者等の支援対策の手引き【策定】

国	時期	道（保健福祉部）
●避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針【改定】 ●福祉避難所の確保・運営ガイドライン【策定】	H28. 4月	
	H28. 7月	●北海道版避難所マニュアル【策定】（総務部・保健福祉部）
	H28. 8月	台風10号（災害救助法適用）
	H30. 9月	胆振東部地震（災害救助法適用）
	R1. 5月	平成30年北海道胆振東部地震災害検証報告書
令和元年東日本台風	R1. 10月	
	R2. 5月	●北海道版避難所マニュアル【改定】（総務部、保健福祉部）
令和2年7月豪雨	R2. 7月	
●災害対策基本法改正 ●避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針【改定】 ●福祉避難所の確保・運営ガイドライン【改定】	R3. 5月	
●避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針【改定】	R4. 4月	
	R4. 12月	宗谷・オホーツク暴風雪（災害救助法適用）
	R5. 5月	●災害時における高齢者・障がい者等の支援対策の手引き【改定】

# 第2 手引きの位置づけと構成

## 1 位置づけ

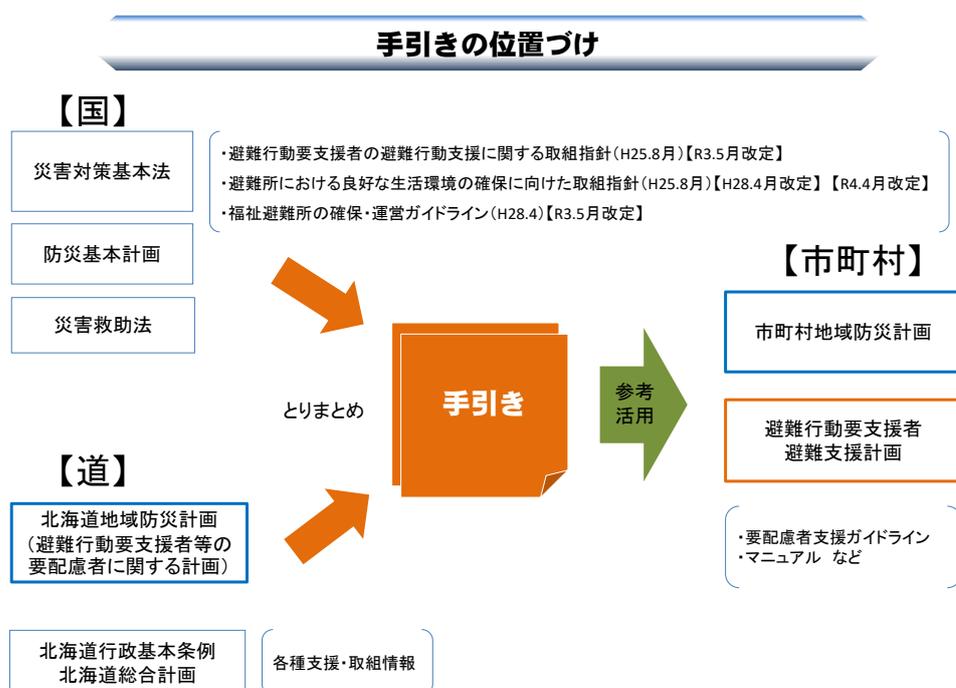
この手引きは、災害対策基本法や災害救助法等の各関係法令のほか、在宅の高齢者や障がい者等の支援対策を進める上で基本となる国の「避難行動支援指針」や「避難所取組指針」に沿うとともに、近年、本道において発生した大規模災害に係る検証結果等も踏まえながら、従来の手引きの内容を見直し、その改定版として策定したものである。

その内容は、市町村において、地域防災計画や避難行動要支援者避難支援計画等の検証・修正などを進める際の基本的な事項や参考事項を取りまとめたものであり、地域独自の災害対策や要配慮者支援対策に関して、市町村が、ガイドラインやマニュアル等を策定する際にも活用していただくことを期待するものである。

また、市町村が在宅の高齢者や障がい者等の要配慮者への支援として執るべき基本的な対応等について、災害発生の前後に区分し、主として、災害発生前においては、市町村が平時から執るべき対応についてのチェックリストとしての機能とともに、災害発生後においては、市町村が災害発生時から執るべき応急救助の機能に関し、現時点で想定し得る標準的な事項について、整理したものである。

市町村におかれては、これらを基礎としながら、地域の特性や実情も踏まえつつ、必要に応じた措置を講じられたい。

【図表2：手引きの位置づけ】



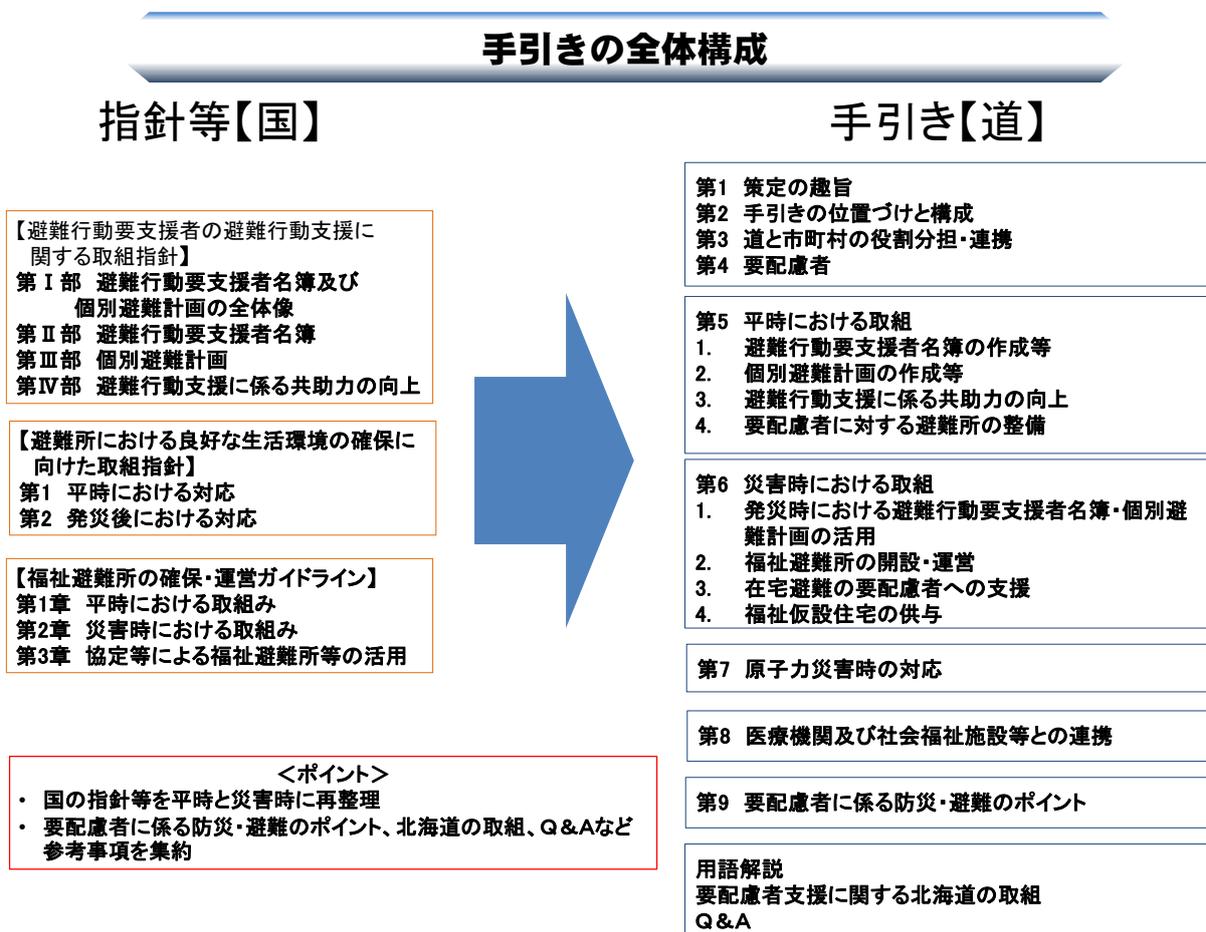
## 2 手引きの全体の構成

この手引きでは、国の指針等の構成を基本としながら、これまでの手引きにおいて示してきた平時における取組と災害時における取組とに、その内容を区分して整理したところである。

また、国の指針にはないが、道内に原子力関係施設が所在することから、原子力災害時の基本的な対応について盛り込むとともに、要配慮者の特性に応じた防災・避難のポイント、道独自の支援等に要する内容や関連するQ&A等も盛り込み、市町村において要配慮者支援等を検討する際に必要な情報等について取りまとめたところである。

さらには、市町村において、マニュアル等を策定する際の参考として活用できるよう、国の指針等に登載の各種様式や参考例等も盛り込んだところである。

【図表3：手引きの全体構成】



### 第3 道と市町村の役割分担・連携

災害対策基本法第5条において、市町村長は当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、必要な措置を執ることが義務づけられているが、応急措置のうち、一定規模以上の災害に際する救助については、北海道知事が災害救助法に基づき法定受託事務として実施することとされている。

#### ※ 「救助実施市」

法定受託事務である災害救助法による応急救助は、「差異なく総理大臣の指定する救助実施市の長による救助の実施に係る制度を創設することにより、災害救助の円滑かつ迅速な実施を図る。」ことを目的として、平成31年4月1日より、改正災害救助法が施行されており、当該救助実施市は、当分の間、地方自治法第252条の19第1項の「指定都市」のうち、改正災害救助法第2条の2第1項により、「その防災体制、財政状況その他の事情を勘案し、災害に際し円滑かつ迅速救助を行うことができるものとして、内閣総理大臣が指定する市」とされている。

なお、災害救助法第13条の規定により、救助の実施に関する事務の一部を災害発生市町村長に委任することが可能であり、当該事務に要した費用は、同法第30条に基づき、市町村が一時繰替支弁し、後日、道との間で精算することとなる。

#### ◆災害対策基本法

第5条 市町村は、基本理念ののっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

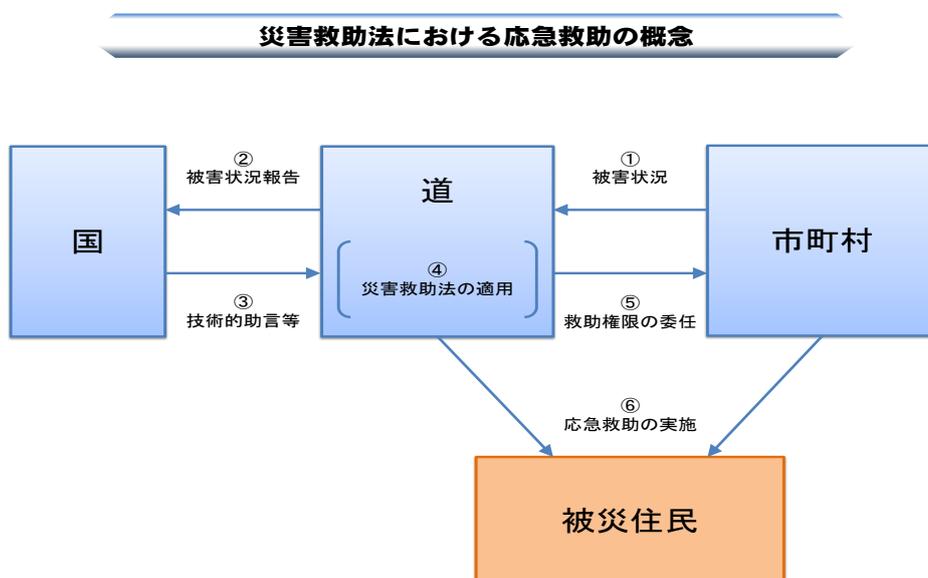
#### ◆災害救助法

第13条 都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を災害発生市町村等の長が行うこととすることができる。

2 前項の規定により、災害発生市町村等の長が行う事務を除くほか、災害発生市町村等の長は、都道府県知事が行う救助を補助するものとする。

第30条 都道府県知事は、第13条第1項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を災害発生市町村等の長が行うこととした場合又は都道府県が救助に要する費用を支弁するいとまがない場合においては、当該救助に係る災害発生市町村等に、救助の実施に要する費用を一時繰替支弁させることができる。

【図表4：災害救助法における応急救助の概念】

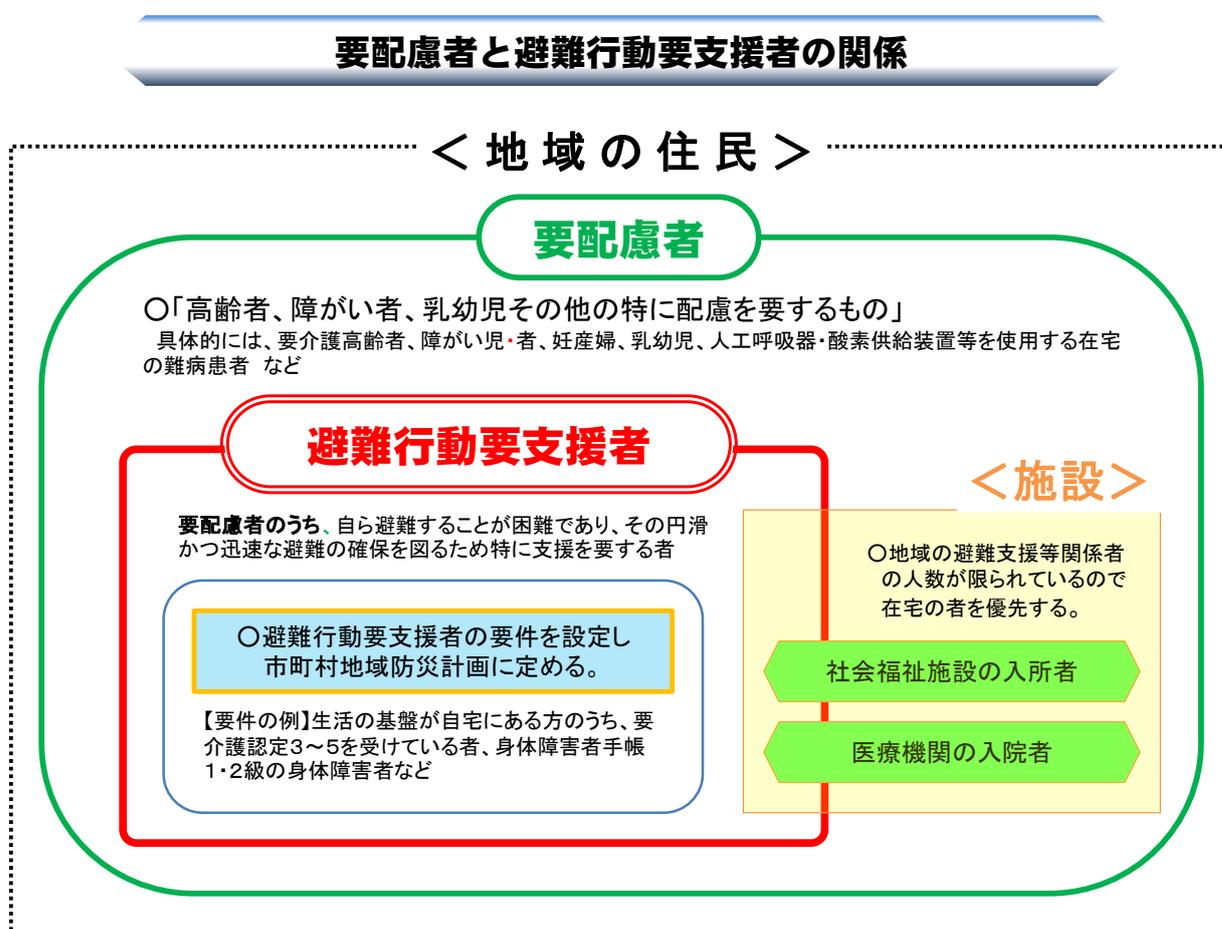


## 第4 要配慮者

災害対策基本法第8条第2項第15号において、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を「要配慮者」としており、具体的に保健福祉分野では、要介護高齢者、障がい児者、妊産婦、乳幼児、人工呼吸器・酸素供給装置等を使用している在宅の難病患者等が相当する。

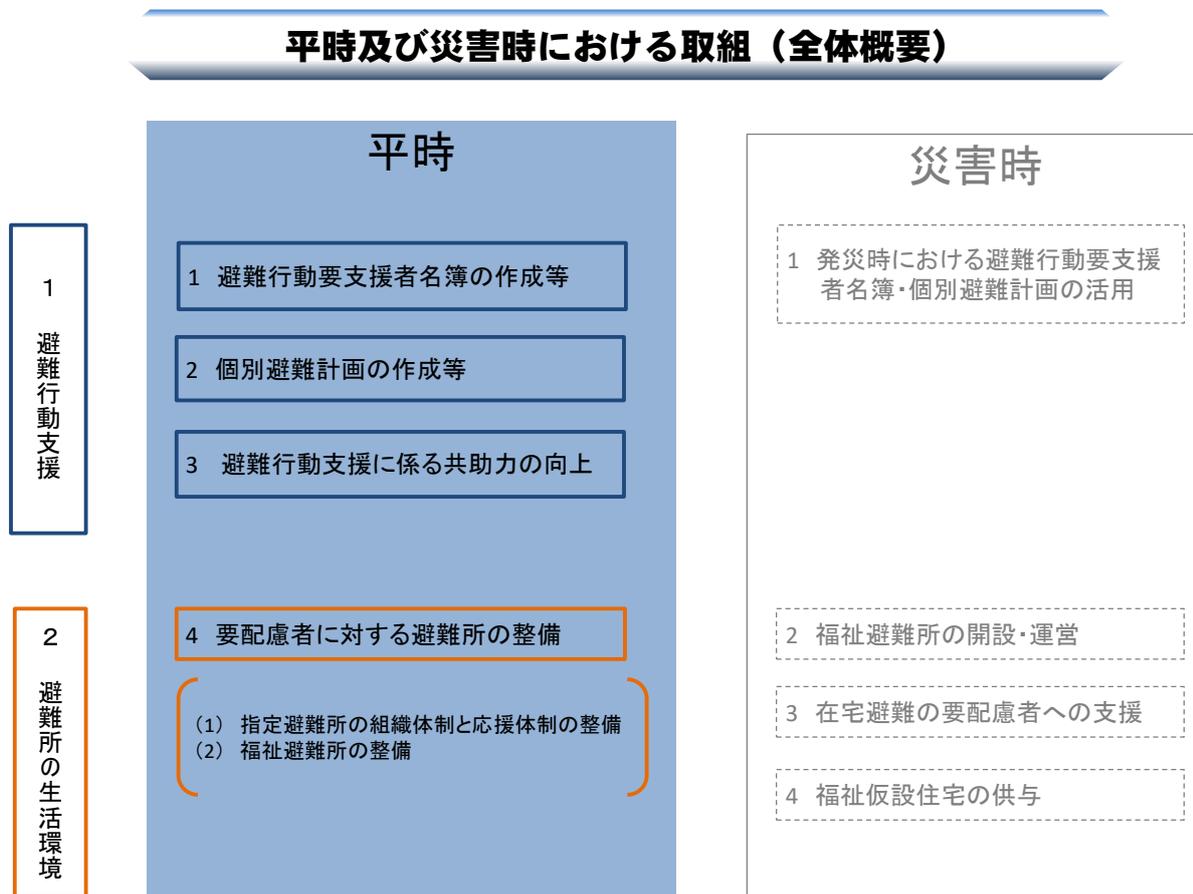
また、災害対策基本法では、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するものを「避難行動要支援者」としている。

【図表5：要配慮者と避難行動要支援者の関係】



# 第5 平時における取組

【図表6：平時及び災害時における取組（全体概要）】



# 1 避難行動要支援者名簿の作成等

## (1) 避難行動要支援者名簿の概要

### ア 法制化の背景

東日本大震災における犠牲者の多くが、高齢者や障がい者等の要配慮者であった教訓を踏まえ、避難行動要支援者の対策の促進を図る観点等から、平成 25 年に災害対策基本法が改正された。

これにより、避難行動要支援者名簿の作成が市町村長に義務付けられ、必要な個人情報の利用が可能となるよう個人情報保護条例との関係が整理されるとともに、この名簿の活用に関して、避難支援等関係者に情報提供を行うための制度が設けられたことから、国において名簿作成や活用に関する手順を指針（避難行動支援指針）として示した。

### イ 近年の背景

避難行動要支援者名簿に掲載された情報が地域の避難支援等関係者にも適切に共有され、災害時に当該情報が活用されるよう、これまでも当該名簿の作成に係る市町村の取組が進められてきた。

【避難行動要支援者名簿作成状況（令和 4 年 1 月 1 日現在、内閣府・消防庁調べ）】

全 国：99.9%      北海道：100%

しかしながら、「令和元年台風第 19 号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ」（以下「サブワーキンググループ」という。）において、課題として、避難行動要支援者名簿の掲載対象者について、真に避難支援を要する者を正確に把握することができていない場合があることや、災害対応の場面で名簿情報が十分に活用されたと言える状況には至っていない場合があること、平時からの名簿情報の提供が進んでいないこと等が示された。また、今後の対応の方向性として、避難行動要支援者名簿に掲載すべき者が掲載されないことを防ぐため、福祉専門職や町内会、自治会など、地域の鍵となる人や団体と連携することや、名簿は避難支援、安否確認、発災後の生活支援等に活用すること、名簿情報の外部提供への同意を避難行動要支援者から得ることに取り組むことが必要であることなどが示された。

### ウ 名簿の用途

名簿の用途は、「避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする」ことであり、災害の発生や発生のおそれがある場合には、速やかに避難支援を行い、要支援者を安全な場所に避難させること、また、被災家屋等に取り残されているような場合には、安否の確認をすることが重要となる。さらには、避難訓練等の際の活用などが想定される。

## (2) フローチャート

避難行動要支援者名簿の平時における作成・活用から発災時における活用までのフローは概ね次のとおりである。

### 【平時における作成・活用】

#### 【避難行動要支援者名簿に係る全体的な考え方の整理等】

市町村は、個人情報の取扱いやマイナンバーの活用、名簿情報の外部提供の条例への対応方針も含め、避難行動要支援者名簿の作成・活用方針等（従前の全体計画）を整理する。そのうち、重要事項を地域防災計画に定め、必要な条例の定めを検討する。

#### 【要配慮者の把握】

市町村においては、関係部局等が把握している要介護高齢者や障がい者等の要配慮者の情報を把握する。

#### 【避難行動要支援者名簿の作成・更新】

- 市町村は、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、名簿を作成する。
- 市町村は、避難支援に必要となる情報を適宜更新する。

#### 【避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供】

市町村は、名簿情報の提供について条例による特別の定めがある場合、又は、平常時から名簿情報を提供することに避難行動要支援者の同意を得られた場合に、消防機関、都道府県警察、民生委員、地域医師会、介護関係団体、障がい者団体、居宅介護支援事業者や相談支援事業者等の福祉事業者、市町村社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等関係者に名簿情報を提供する。

#### 【個別避難計画の作成】

市町村が主体となり、関係者と連携して地域におけるハザードの状況や当事者本人の状況を踏まえ、優先度の高い者から個別避難計画の作成に取り組む。

## 【発災時における活用】

### 【避難行動要支援者の避難支援】

市町村は、発災又は発災のおそれが生じた場合は、同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者等に提供する。

- 名簿情報の事前提供されている避難行動要支援者については、避難支援等関係者が中心となって名簿情報等に基づき、避難行動の支援を実施。
- 名簿情報の事前提供されていない避難行動要支援者であっても、避難行動の支援を実施。



### 【避難行動要支援者の安否確認の実施】

市町村や避難支援等関係者等は、避難支援が及ばなかった避難行動要支援者（事前の名簿提供に不同意であった者を含む。）も含め、安否確認を行う。



### 【避難先に到着して以降の避難行動要支援者への対応】

地域防災計画又は避難行動要支援者名簿の作成・活用方針等に定めた計画に基づき、避難行動要支援者等の引継ぎや他の避難所等への移送を行う。

### (3) 避難行動要支援者名簿に係る全体的な考え方の整理等

平成 25 年の災対法改正に基づく避難行動要支援者名簿の作成等を制度として運用していくにあたり、市町村においては、まず、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方を整理し、地域防災計画に重要事項を定めることとするとともに、細目的な部分も含め、地域防災計画の下位計画として、従来の全体計画を位置付け、策定することが適当であるとされていた。

令和 3 年の災対法改正を踏まえた取組の実施に当たり、避難行動要支援者の避難支援等についての考え方を整理し、避難行動要支援者名簿に係る作成・活用方針等を整理することが適当であるとされた。

従来は、全体計画の策定が適当であるとしていたが、全体的な考え方が整理されていれば、必ずしも「全体計画」という名称の計画がなくてもよいという趣旨であり、すでに全体計画を作成している自治体においては、当該全体計画の見直しにより対応することでも差し支えない。

【図表 7：避難行動要支援者名簿に係る作成・活用方針等、地域防災計画、条例において定める事項】

**避難行動要支援者名簿に係る作成・活用方針等、地域防災計画、条例において定める事項**

**《避難行動要支援者名簿に係る作成・活用方針等において定める事項》**

**《地域防災計画において定める必須事項》**

- ・地域支援等関係者となる者
- ・避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
- ・名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- ・名簿の更新に関する事項
- ・名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置
- ・要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- ・避難支援等関係者の安全確保

**《条例の定めを検討すべき事項》**

- ・名簿の情報の外部提供の同意に関する特例措置
- ・個人番号の独自利用を行う事務
- ・個人番号の独自利用を行う事務の処理のための庁内連携
- ・番号法において定められた個人番号利用事務の処理のための庁内連携
- ・同一市町村内の機関間の特定個人情報の授受

〈例〉

- ・名簿の活用方法(避難支援、安否確認、発災後の生活支援等)
- ・個人情報の取扱いの方針や、外部提供に係る条例整備及び同意を得る取り組み等
- ・マイナンバーを活用する方針
- ・名簿作成に関する関係部署の役割分担
- ・避難支援等関係者への依頼事項(情報伝達、避難行動支援等の役割分担)
- ・支援体制の確保(避難行動要支援者1人に対して何人の支援者を配するか、避難行動要支援者と避難支援等関係者の組合せ)
- ・具体的な支援方法についての避難行動要支援者との打合せを行うに当たって、調整等を行う者
- ・あらかじめ避難支援等関係者に名簿情報を提供することに不同意であった者に対する支援体制
- ・発災時又は発災のおそれがある時に避難支援に協力を依頼する企業団体等との協定締結
- ・避難行動要支援者の避難場所

## (4) 要配慮者の把握

### ア 市町村内部での情報の集約

名簿作成に必要な個人情報として想定されるものは、保健福祉部局が保有する要介護認定情報や障害者手帳情報などがある。また、住民基本台帳については、目的外利用によらず活用が可能である。こうした状況を踏まえ、関係部局等が保有する要介護高齢者や障がい者等の要配慮者情報を集約する。

○避難行動支援指針 (R3.5 改定) P. 34

市町村においては、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市町村の関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約するよう努めること（法 49 条の 10 第 1 項）。  
その際、要介護状態区分別や障害種別、支援区分別に把握すること。  
なお、障害児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障害児や医療的ケア児は、障害児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もある。

### イ 都道府県等からの情報の取得

市町村においては、市町村で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、関係都道府県その他の者に対して、情報提供を求めることができる。

なお、情報提供の依頼及びこれに対する情報の提供に際しては、個人情報保護法制との関係を整理する観点から、「法令の定め」に基づく依頼又は提供であることを書面で整理しておくことが望ましい。

○避難行動支援指針 (R3.5 改定) P. 34

例えば難病患者に係る情報等、市町村で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、情報提供を求めることができるとされているが、積極的に必要な情報の取得に努められたいこと（法 49 条の 10 第 4 項）

### ウ 個人番号（マイナンバー）を活用した情報の集約・取得

道においては、全ての市町村において名簿の作成が完了し、普及が進んできており、今後は、名簿に掲載された情報を随時更新していく作業が重要である。

名簿に記載する情報は、避難行動要支援者の氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先に加え、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に必要な事項とされており、「避難支援等を必要とする事由」のうち、

- ・ 視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由等の障がいの種類及びその程度
- ・ 要介護区分

などの情報については、市町村や都道府県の福祉部局等が保有する情報であって、マイナンバーに紐づけられた情報であるケースが多いことから、このような既に名簿に掲載され、対象となる個人が特定された避難行動要支援者の情報の更新にあたり、マイナンバーを活用することにより、市町村の事務の負担軽減及び効率化につながるることとなるため、活用を検討することが重要である。

番号利用法第9条第1項及び別表第一の規定により、個人番号を利用して避難行動要支援者名簿を作成及び更新することができる。また、避難行動要支援者名簿の作成及び更新に当たって、番号利用法第19条第7号及び別表第二の規定により、情報提供ネットワークシステム等を使用して都道府県や他市町村から特定個人情報の提供を受けることができる。

※避難行動要支援者名簿の作成や更新などの事務に個人番号を利用する場合、市町村は、番号利用法第9条第2項及び第19条第10号に基づき、庁内連携や、同一市町村内の他機関への特定個人情報の提供等のための条例を整備することが必要となる。また、都道府県や他の市町村から特定個人情報の提供を受けることは、情報提供ネットワークシステム等を避難行動要支援者名簿の作成や更新などの事務で利用できるようになる令和4年6月以降となる。

## （5）避難行動要支援者名簿の作成

### ア 避難行動要支援者の範囲

災害対策基本法において、「自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者」と対象者が定められており、個人としての避難能力の有無に加え、避難支援の必要性を総合的に勘案して名簿に登載することが必要である。

高齢者や障害者等（※）のうち、災害時に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について、要件を設定すること。

（※）人口呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障害児等も対象となりうる点に留意すること。

高齢者や障害者等の要配慮者の避難能力の有無は、主として

①計画や避難指示等の災害関係情報の取得能力、

②避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力、

③避難行動を取る上で必要な身体能力に着目して判断することが想定されること（平成25年通知IV5（2）①ア）

また、要件の設定に当たっては、要介護状態区分、障害支援区分等の要件に加え、地域において真に重点的・優先的支援が必要と認める者が支援対象から漏れないようにするため、きめ細かく要件を設けること。

<例>

・避難支援等関係者とされた者の判断により、避難行動要支援者として避難行動要支援者名簿への掲載を市町村に求めることとする仕組

・形式要件から漏れた者が自らの命を主体的に守るため、自ら避難行動要支援者名簿への掲載を求めることができる仕組

【自ら避難することが困難な者についてのA市の例】

生活の基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する方

①要介護認定3～5を受けている者

②身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者

（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）

③重度以上と判定された知的障害者

④精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者

⑤市の生活支援を受けている難病患者

⑥上記以外で自治会が支援の必要を認めた者

※上記の例に加え、医療機器の装着等により避難させることが難しい児童がいる家庭等を追加することも考えられる。

円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものかについては、同居家族の有無なども要件の一つになり得るものであること。ただし、同居家族がいる場合であっても、時間帯等によって一人となるケースや介護者が高齢者のみのケース、医療機器の装着等により同居家族だけでは避難が困難など、避難が困難な状況もあることから、同居家族がいることのみをもって避難行動要支援者から除外することは適切ではないこと。同様に、保護者と同居する障害児であっても、「保護者と同居していること」等の要件のみで避難行動要支援者名簿への掲載がされないことがないよう留意すること。

また、円滑かつ迅速な避難の確保等のために、社会福祉施設の入所者や病院の長期入院患者については、これらの施設の施設管理者等が水防法等に基づく避難確保計画を、さらに社会福祉施設入居者については、施設の管理者等が介護保険法等に基づく非常災害対策計画を作成することとされていることから、在宅者（一時的に入所、入院している者を含む）か否かも要件の一つになりうる。

## イ 避難行動要支援者名簿に記載等する事項

災害対策基本法第 49 条の 10 第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項は、住民基本台帳の情報であり、第 4 号の「住所」は、各人の生活の本拠（民法第 22 条）となることから、必ずしも住民基本台帳に記載されている住所に限定されない。一方、「居所」とは、人が多少の期間継続して居住しているが、その場所とその人の生活との結びつきが住所ほど密接でなく、生活の本拠であるというまでには至らない場所をいう。本法に基づく名簿は市町村内に居住する者を対象とするものであり、その居住場所が講学上の住所であるか居所であるかを問わない。

第 5 号の「電話番号その他の連絡先」は、災害の発生時又は発生するおそれがある場合における迅速な安否確認に必要となるものであり、「その他の連絡先」としては、携帯電話のメールアドレス等が想定される。

第 6 号の「避難支援等を必要とする事由」とは、視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由等の障がいの種類及びその程度、要介護状態区分などの要支援者個人の避難能力に関する事項のほか、避難情報を単独で入手できない場合や、情報の理解が困難な場合、同居親族の有無等といった避難支援等を特に必要とする理由の概要を指すものであり、災害発生時における緊急的な避難支援等の実施に当たり、必要な人員数や支援方法を的確に判断する上で必要となる情報である。

第 7 号は、市町村長の裁量により名簿に記載・記録する追加的事項であり、例えば、障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段の活用や、同居家族の連絡先を記載し、災害発生時の安否確認手段の複線化を図ることが考えられる。

### ○災害対策基本法第 49 条の 10 第 2 項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 電話番号その他の連絡先
- 六 避難支援等を必要とする事由
- 七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項



## (6) 避難行動要支援者名簿の更新

名簿に登載される要支援者は、転出・転入、出生・死亡、障がいの発現等により変動することから常に把握するのは困難であるが、可能な限り把握する。

名簿作成の担当部局と福祉部局等の連携を密にし、要支援者に関する情報を適時に共有する。

○避難行動支援指針 (R3.5 改定) P. 42~43

避難行動要支援者の心身の状況や生活実態は時間経過とともに常に変化するものであることから、市町村はこうした変化の把握に努め、避難行動要支援者名簿の更新サイクルや仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つこと。

<仕組みの例>

- ① 新たに当該市町村に転入してきた要介護高齢者、障害者等や、新たに要介護認定や障害認定、障害児通所支援等の給付決定等を受けた者のうち、避難行動要支援者に該当する者を避難行動要支援者名簿に掲載するとともに、新規に避難行動要支援者名簿に掲載された者に対して、平常時から避難支援等関係者に対して名簿情報を提供することについて同意の確認を行う。
- ② 転居や死亡等により、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更等により確認された場合は、避難行動要支援者名簿から削除する。  
また、避難行動要支援者が社会福祉施設等へ長期間の入所等をしたことを把握した場合も避難行動要支援者名簿から削除する。
- ③ 社会福祉施設や病院から在宅に移ることにより、避難確保計画や非常災害対策計画による避難支援の対象から外れることとなった避難行動要支援者については、速やかに避難行動要支援者名簿に記載等するなど、避難支援に切れ目が生じないように留意すること。

## (7) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

### ア 事前の名簿情報の提供の趣旨

市町村は避難行動要支援者の名簿情報について、地域の実情に即して地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ、避難支援等関係者に対して、避難支援等の実施に必要な限度で提供することを促進する必要がある。

○避難行動支援指針 (R3.5 改定) P. 44

避難行動要支援者名簿は平常時から避難支援等関係者に提供され、共有されていることで、発災時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市町村は避難行動要支援者の名簿情報について、地域の実情に即して地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ、地域の社会福祉協議会や医師会、介護関係団体、障害者団体、難病・小児慢性特定疾患患者団体、居宅介護支援事業者や相談支援事業者等の福祉事業者、自主防災組織、自治会等の避難支援等関係者に対して、避難支援等の実施に必要な限度で提供することを促進する必要がある(法49条の11第2項)。

### イ 条例による特別の定めについて

避難支援等関係者に対する避難行動要支援者名簿の平常時からの提供は、より積極的に避難支援を実効性のあるものとする等の観点から有効であるため、市町村においては、平常時から名簿情報を外部に提供できる旨の条例の検討が重要である。

○避難行動支援指針 (R3.5 改定) P. 45

避難支援等関係者に対する避難行動要支援者名簿の平常時からの提供は、より積極的に避難支援を実効性のあるものとする等の観点から、平常時から名簿情報を外部に提供できる旨を市町村が条例による特別の定めがある場合は、平常時からの提供に際し、本人の同意を要しないこととしているので、市町村の実情に応じ、必要な対応を検討されたい。  
なお、個人情報保護条例に規定されている一般的な個人情報の外部提供に関する規定を根拠とする場合も、「当該市町村の条例に特別の定めがある場合」に該当する(参考:平成25年通知IV5(3)②エ)が、令和3年5月に成立した「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」による改正個人情報保護法の施行(公布の日から起算して2年を超えない範囲において政令で定める日)後は、一般的な個人情報の外部提供は、個人情報保護条例でなく、改正個人情報保護法で規定されることとなることから、一般的な個人情報の外部提供に関する定めをもって、災害対策基本法における条例の特別の定めとすることはできなくなることに留意されたい。

## ウ 条例による特別の定めがない場合について

条例に特別の定めがない場合、避難支援等関係者に平常時から名簿情報を外部提供するためには、避難行動要支援者の同意を得ることが必要である。

「同意」とは、口頭によるものと書面によるものとを問わないが、状況に照らし本人が実質的に同意していると判断できることが必要となる。

市町村の担当部局が要支援者本人に郵送や個別訪問など、直接的に働きかけることが求められる。その際には要支援者に名簿情報を提供することの趣旨や内容を説明するとともに、障がい者団体等とも連携するなど対応を工夫しておくことが適切である。

なお、要支援者本人が未成年者、成年被後見人等であって、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等から同意を得ることにより、名簿情報の外部への提供を行うこととして差し支えない。

○避難行動支援指針（R3.5改定） P.45～46

災対法第49条の11第2項に規定する条例に特別の定めがない場合、避難支援等関係者に平常時から名簿情報を外部提供するためには、避難行動要支援者の同意を得ることが必要であるため、担当部局が避難行動要支援者本人に郵送や個別訪問など、直接的に働きかけを行い、名簿情報の外部提供への同意を得ることに取り組むことが必要である。

その際には避難行動要支援者に名簿情報を提供することの趣旨や内容を説明するとともに、福祉事業者、介護関係団体、障害者団体、難病・小児慢性特定疾病患者団体、福祉専門職等とも連携するなど対応を工夫しておくことが適切である。また、福祉専門職、民生委員などを含め、日常から関係性のある人が関与することが同意につながる可能性があることに留意すべきである。

また、本来業務の機会を捉えるなどして、福祉専門職等の協力を得て、福祉専門職等とともに避難行動要支援者に自宅の災害リスク等について、ハザードマップ等を通じて確認していただくことや、避難支援の必要性に関する啓発活動などを通じて、名簿情報の外部提供への同意を得ることに取り組むことが必要である。

## エ 名簿情報を提供する場合における配慮

名簿情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、市町村において適切な措置を講ずるよう努めることが必要である。

○避難行動支援指針（R3.5改定） P.47

### <市町村が講ずる措置例>

- ・避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること
- ・避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう説明すること
- ・市町村内の一地区の自主防災組織に対して市内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう説明すること
- ・災対法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること
- ・施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう説明すること
- ・受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう説明すること
- ・名簿情報の取扱状況の報告を求めると
- ・平常時から避難行動要支援者名簿を保有しない者に対して災害時に提供する場合は、使用後に名簿情報の廃棄・返却等を求めること
- ・避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催すること

【図表9：同意を得るための様式例（例）】

### 同意を得るための様式例（例2）

フリガナ			
氏名			
生年月日		性別	男・女
住所			
避難支援等を必要とする事由	<input type="checkbox"/> 介護保険の認定を受けている	要介護状態区分：	
	<input type="checkbox"/> 手帳所持	障害名： 等級：	
	<input type="checkbox"/> 難病の特定医療費、小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けている		
	<input type="checkbox"/> その他 【特記事項】		
電話番号		FAX番号	
携帯電話番号		メールアドレス	

避難行動要支援者は、避難支援者への情報提供に同意することにより、避難支援者（地域住民等）から災害発生時における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援者自身や家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

上記の内容を理解し、避難の支援、安否の確認、その他の生命又は身体を災害から保護をうけるために、上記内容（氏名、生年月日、性別、住所、障害種別等の内容、連絡先等）及び障害名や病名等を、〇〇市防災計画に定める避難支援等関係者に提供することに、

- 同意します。
- 趣旨を十分理解した上で、同意しません。
- 同意するかしないかを判断するために、市町村からの詳細な説明を求めます。

令和△△年□月◇◇日 氏名 \_\_\_\_\_

※同意の意思について、変更の申出がない限り自動継続とします。

※避難行動要支援者情報を作成するため、避難支援等関係者が訪問調査を行いますので、その際は御協力ください。

内閣府「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」より

## 2 個別避難計画の作成等

### (1) 個別避難計画の概要

#### ア 取組指針に基づく個別避難計画

これまで、国の取組指針において、避難行動要支援者名簿の作成に併せて、個別避難計画を作成することが適切であることや、地域の特性や実情を踏まえつつ個別避難計画を作成することが望ましいことが示されてきており、これに基づき個別避難計画の作成が進められ、福祉専門職や社会福祉協議会が参画した取組が行われるなどしてきた。

【個別避難計画作成状況（令和4年1月1日現在、内閣府・消防庁調べ）】

全 国：全部作成済 7.9% 一部作成済 59.2%

北海道：全部作成済 8.9% 一部作成済 33.5%

#### イ 近年の状況

近年の災害においても、多くの高齢者が被害に遭い、障がい者等の避難が適切に行われなかった事例があった状況を踏まえ、災害時の避難支援等を実効性あるものとするためには、個別避難計画の作成が有効であることが示され、令和3年の災害対策基本法の改正により、個別避難計画の作成について市町村の努力義務という形で規定された。

#### ウ 個別避難計画の用途

個別避難計画の作成目的は「避難行動要支援者について避難支援等を実施する」ことである。

ここでいう「避難支援等」とは、災対法第49条の10に規定されるように「避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置」である。

これまでは、災害が発生した場合には、名簿情報に基づき速やかに安否の確認を行い、その結果に基づき的確な救出活動を、名簿を用いることで行ってきた例が多かったが、今後は、個別避難計画を用いることにより、あらかじめ決めた避難支援等実施者が避難先への避難の支援を行うなど、避難の実効性を高めていくことが重要となる。

## エ 作成にあたっての留意事項

市町村において、特に留意する必要がある事項は次のとおり。

○避難行動支援指針（R3.5改定） P.13

- ・個別避難計画の作成は、市町村が主体となり、実効性ある計画とするため、地域防災の担い手だけでなく、本人の心身の状況や生活実態を把握している福祉専門職や地域の医療・看護・介護・福祉などの職種団体、企業等、様々な関係者と連携して取り組む必要がある。また、当該市町村における関係者間での役割分担に応じて作成事務の一部を外部に委託することも考えられる。
- ・個別避難計画の作成に当たり、計画の実施に関係する者が参加する会議（地域調整会議）を開催し、避難支援等に必要な情報を共有し、避難支援等に関する調整を行うことが望ましい。これにより、共助による避難の取り組みが推進されることにもつながる。
- ・個別避難計画の作成に当たっては、市町村の限られた体制の中で、できるだけ早期に作成されるよう、優先度が高い方から作成することが適当であり、優先度が高いと市町村が判断した者について、地域の実情を踏まえながら、改正法施行後からおおむね5年程度で取り組んでいただきたい。
- ・一方で、できる限り早期に避難行動要支援者全体に計画が作成されるようにするためには、市町村が作成する個別避難計画として、①市町村が優先的に支援する計画づくりと並行して、②本人や、本人の状況によっては、家族や地域において防災活動を行う自主防災組織等が記入する計画（以下「本人・地域記入の個別避難計画」という。）づくりを進めることが適当である。
- ・個別避難計画は、よりよい避難を実現しようという趣旨のものであって、市町村や、個別避難計画作成の関係者等に対して、計画に基づく避難支援等の結果について法的な責任や義務を負わせるものではない。

## (2) フローチャート

個別避難計画の平時における作成・活用から発災時における活用までのフローは概ね次のとおりである。

### 【平時における作成・活用】

#### 【個別避難計画に係る全体的な考え方の整理等】

市町村は、個人情報の取扱いやマイナンバーの活用、名簿情報の外部提供の条例への対応方針も含め、個別避難計画の作成・活用方針等（従前の全体計画）を整理する。そのうち、重要事項を地域防災計画に定め、必要な条例の定めを検討する。



#### 【個別避難計画の作成に必要な情報の把握】

市町村においては、避難行動要支援者名簿に記載されている情報に加え、市町村等の関係部局で把握している個別避難計画作成の対象者に関する情報を集約する。



#### 【個別避難計画の作成・更新】

- 市町村は、地域におけるハザードの状況や当事者本人の状況を踏まえ、優先度の高い者から個別避難計画の作成に取り組む。作成においては、市町村が主体となり、関係者と連携して行う。
- 令和3年法改正を踏まえて、優先度が高い避難行動要支援者について、地域の実情を踏まえながら、改正法施行後からおおむね5年程度で作成に取り組む。
- 【市町村支援による個別避難計画】と並行して、【本人・地域記入の個別避難計画】について作成の方法例を本人や地域に示し、取組を促す。
- 市町村は、避難支援に必要となる情報を適宜更新する。



#### 【避難支援等関係者への事前の個別避難計画の提供】

市町村は、個別避難計画情報の提供について条例に特別の定めがある場合、又は、平常時から個別避難計画情報を提供することに避難行動要支援者の同意を得られた場合に、消防機関、都道府県警察、民生委員、地域医師会、介護関係団体、障がい者団体、居宅介護支援事業者や相談支援事業者等の福祉事業者、社会福祉協議会、自主防災組織、地域の支え合いのネットワーク等の避難支援等関係者に個別避難計画情報を提供する。

## 【発災時における活用】

### 【避難行動要支援者の避難支援】

避難支援等実施者は、発災又は発災のおそれが生じた場合は、作成した個別避難計画に基づき、自らの安全確保に配慮しつつ、避難行動要支援者の避難支援を実施する。

市町村は、発災又は発災のおそれが生じた場合は、同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で個別避難計画情報を避難支援等関係者等に提供し、個別避難計画等に基づき避難支援等を実施する



### 【避難先に到着して以降の避難行動要支援者への対応】

地域防災計画又は個別避難計画の作成・活用方針等に定めた計画に基づき、避難行動要支援者等の引継ぎや他の避難所等への移送を行う。

### (3) 個別避難計画に係る全体的な考え方の整理等

令和3年の災対法改正を踏まえた取組の実施に当たり、避難行動要支援者の避難支援についての考え方を整理し、個別避難計画に係る作成・活用方針等を整理することが適当である。

【図表10：個別避難計画に係る作成・活用方針等において定める事項】

#### 個別避難計画に係る作成・活用方針等、地域防災計画、条例において定める事項

##### 《個別避難計画に係る作成・活用方針等において定める事項》

##### 《地域防災計画において定める必須事項》

- ・個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成目標期間、作成の進め方
- ・避難支援等関係者となる者
- ・個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法
- ・個別避難計画の更新に関する事項
- ・個別避難計画情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置
- ・要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- ・避難支援等関係者の安全確保

##### 《条例の定めを検討すべき事項》

- ・個別避難計画情報の外部提供の同意に関する特例措置(災対法第49条の11第2項)
- ・個人番号の独自利用を行う事務(番号利用法第9条第2項)
- ・個人番号の独自利用を行う事務の処理のための庁内連携(番号法利用法第9条第2項)
- ・番号法において定められた個人番号利用事務の処理のための庁内連携(番号法利用法第9条第2項)
- ・同一市町村内の機関間の特定個人情報の授受(番号利用法第19条第10号)

〈例〉

- ・名簿の活用方法(避難支援、安否確認、発災後の生活支援等)
- ・個人情報の取扱いの方針や、外部提供に係る条例整備及び同意を得る取り組み等
- ・マイナンバーを活用する方針
- ・名簿作成に関する関係部署の役割分担
- ・避難支援等関係者への依頼事項(情報伝達、避難行動支援等の役割分担)
- ・支援体制の確保(避難行動要支援者1人に対して何人の支援者を配するか、避難行動要支援者と避難支援等関係者の組合せ)
- ・具体的な支援方法についての避難行動要支援者との打合せを行うに当たって、調整等を行う者
- ・あらかじめ避難支援等関係者に名簿情報を提供することに不同意であった者に対する支援体制
- ・発災時又は発災のおそれがある時に避難支援に協力を依頼する企業団体等との協定締結
- ・避難行動要支援者の避難場所
- ・避難場所までの避難路の整備
- ・避難場所での避難行動要支援者の引継ぎ方法と見守り体制
- ・避難場所からの避難先及び当該避難先への移送方法

ほか

## (4) 個別避難計画の作成に必要な情報の把握

個別避難計画の作成に必要な情報の把握に当たって留意すべき事項は、以下のとおりであるが、個人情報保護条例等との関係に係る留意事項については、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月（令和3年5月改定）」を参照されたい。

### ア 市町村内部での情報の集約

市町村においては、個別避難計画を作成するに当たり、避難行動要支援者名簿に記載等されている情報に加え、市町村の関係部局で把握している個別避難計画作成の対象者に関する情報を集約するよう努める。

○避難行動支援指針（R3.5改定） P.69

市町村においては、個別避難計画を作成するに当たり、避難行動要支援者名簿に記載等されている情報に加え、市町村の関係部局で把握している個別避難計画作成の対象者に関する情報を集約するよう努めること。（法第49条の10第1項及び第49条14第1項）  
その際、要介護状態区分別や障害種別、支援区分別に把握すること。

### イ 都道府県等からの情報の取得

市町村においては、個別避難計画を作成するに当たって必要となる個人情報の収集の円滑化を図るため、必要があると認めるときは、関係都道府県その他の者に対して、避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることができる。

なお、情報提供の依頼及びこれに対する情報の提供に際しては、「法令の定め」に基づく依頼又は提供であることを書面で整理しておくことが望ましい。

○避難行動支援指針（R3.5改定） P.71～72

本項（法第49条の14第5項）は、個別避難計画を作成するに当たって必要となる個人情報の収集の円滑化を図るため、市町村長は必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることができることを定めたものである。

難病患者に係る情報等、市町村で把握していない情報取得が個別避難計画の作成のため必要があると認められるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、情報提供を求め、共有することができることとされているため、積極的に必要な情報の取得に努められたいこと（法第49条の14第5項）。

「関係都道府県知事その他の関係者」としては、障害者手帳の保有に関する情報や公費助成を受けている難病患者に関する情報等を保有する都道府県の福祉医療部局等が想定されるほか、必要に応じて民間事業者に情報提供を求めることも可能である。

### ウ 避難行動要支援者本人等からの情報の取得

避難支援等を実施する上で配慮すべき心身に関する事項などについて、避難行動要支援者本人や家族、関係者から情報を把握すること。

○避難行動支援指針（R3.5改定） P.73

避難支援等を実施する上で配慮すべき心身に関する事項などについて、避難行動要支援者本人や家族、関係者（本人と関わりのある介護支援専門員や相談支援専門員、かかりつけ医、民生委員など）から、本人宅や地域調整会議（P.123）、WEB会議等で情報を把握すること。

なお、個別避難計画への避難を支援する者の記載等や外部への提供に関しては、避難を支援する者の了解を得て行うことが基本である。

## エ 個人番号（マイナンバー）を活用した情報の集約・取得

市町村においては、避難行動要支援者名簿と同様に、個別避難計画の作成及び更新においても、マイナンバーを活用することができることから、活用を検討することが重要である。

○避難行動支援指針（R3.5改定） P.73

番号利用法第9条第1項及び別表第一の規定により、個人番号を利用して個別避難計画を作成及び更新することができる。また、個別避難計画の作成及び更新に当たって、番号利用法第19条第7号及び別表第二の規定により、情報提供ネットワークシステム等を使用して都道府県や他市町村から特定個人情報の提供を受けることができる。（※）

なお、個別避難計画に個人番号を含んだ個別避難計画情報を外部提供できるのは、番号利用法第19条各号に該当する場合であるが、個人番号を含まない個別避難計画情報は外部提供できることに留意が必要である。これは紙媒体・電子媒体を問わない。

※ 個別避難計画の作成や更新などの事務に個人番号を利用する場合、市町村は、番号利用法第9条第2項及び第19条第10項に基づき、同一市町村内の庁内連携、他機関への特定個人情報の提供等のための条例を整備することが必要となる。また、都道府県や他の市町村から特定個人情報の提供を受けることは、情報提供ネットワークシステム等を個別避難計画の作成や更新などの事務で利用できるようになる令和4年6月以降となる。

## （5）個別避難計画の作成

### ア 個別避難計画の作成に係る方針及び体制

個別避難計画の作成においては、当事者である避難行動要支援者が、家族及び関係者ととともに計画作成のプロセス、避難訓練、検証、見直し等を通じて、災害対応の意識を醸成し、避難の意欲を高めることが重要である。

市町村においては、個別避難計画の作成主体となるため、関係者と連携して作成する必要がある。

○避難行動支援指針（R3.5改定） P.76～77

個別避難計画は、市町村が作成の主体となり、関係者と連携して作成する必要がある。なお、作成の実務として、当該市町村における関係者間での役割分担に応じて作成事務の一部を外部に委託することも考えられる。その場合であっても、市町村は、個別避難計画の作成主体として、適切に役割を果たすことが必要である。

個別避難計画を連携して作成する関係者としては、庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、庁外の介護支援専門員や相談支援専門員などの福祉専門職、民生委員、町内会・自治会等、自主防災組織、地域医師会、居宅介護支援事業者や相談支援事業者などの福祉事業者、社会福祉協議会などの地域の医療・看護・介護・福祉などに関する職種団体、地域で活動する障害者団体や難病・小児慢性特定疾病患者団体、地域福祉コーディネーター・専門機関・社会福祉協議会が主導する住民による地域の支え合いのネットワーク等（以下「個別避難計画作成等関係者」という。）がある。

このように、庁内・庁外の関係者間の連携を図ることは、個別避難計画の作成の取組を円滑に進めるために重要であり、そのための仕組みとして推進体制の整備が考えられるところであり、会議体や枠組みを組織横断的かつ庁外関係者にも開かれたものとして整備することも有効であることに留意すること。（参考）第IV部1. 避難行動要支援者連絡会議（仮称）の設置

個別避難計画作成等関係者のうち、特に介護支援専門員や相談支援専門員は、避難行動要支援者のうち介護保険サービス等の利用者について、①日頃からケアプラン等の作成を通じて、避難行動要支援者本人の状況等をよく把握しており、信頼関係も期待できること、②ケアプラン作成等に合わせて行うことが効果的であること、③災害時のケア継続にも役立つことなどから、個別避難計画作成の業務に、福祉専門職の参画を得ることが極めて重要である。

また、個別避難計画を作成する際の関係者との連携は、福祉専門職や社会福祉協議会を始めとして、作成の際に連携する相手方としては多様な主体が考えられることから、地域の実情を踏まえ、自らの地域にとって最適な連携の在り方を検討することが重要である。

個別避難計画の作成に必要な情報のうち、市町村が保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報は、個別避難計画の作成に必要な限度で、内部で利用することが可能であり、また、関係都道府県等が保有するものについては、市町村長が必要と認めるときは、関係都道府県知事等に対して、情報の提供を求めることができる。このような情報については、名簿情報の提供について条例に特別の定めがある場合、又は、平常時から名簿情報を提供するに避難行動要支援者の同意を得られた場合には、市町村が個別避難計画の様式にあらかじめ当該避難行動要支援者に係る情報を記載した上で避難行動要支援者本人に示し、本人が確認し、個別避難計画の作成の同意を得た上で、必要に応じて訂正や追記等を行うことにより個別避難計画を作成することができる。この手順で作成した場合、【市

町村支援による個別避難計画】、【本人・地域記入の個別避難計画】のいずれにおいても避難行動要支援者の負担が軽減されることが期待できる。

住居・居所、居住する地域、想定される災害被害の状況、避難支援等実施者など個別避難計画に記載等する内容に共通の要素がある場合、関係する避難行動要支援者と避難支援等実施者の了解の下、複数の避難行動要支援者の個別避難計画をまとめて作成することも考えらえる。

## イ 優先度を踏まえた個別避難計画の作成

令和3年の災害対策基本法改正を踏まえて、個別避難計画作成の優先度が高いと判断した者については、地域の実情を踏まえながら、地域防災計画の定めるところにより、改正法施行後からおおむね5年程度で個別避難計画の作成に努める必要がある。

市町村の限られた体制の中で避難行動要支援者全体に計画が作成されるようにするためには、優先度が高いと判断された者の計画づくりと並行して本人や、家族や地域において防災活動を行う自主防災組織等が記入する計画づくりを進めることが必要である。

優先度を判断する際には、①地域におけるハザードの状況②当事者本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度③独居等の居住実態、社会的孤立の状況等が考えられる。特に①のハザードマップ上危険な場所に居住する者については、特に優先的に作成すべきである。

○避難行動支援指針（R3.5改定） P.78～80

市町村の限られた体制の中で、できるだけ早期に避難行動要支援者に対し、計画が作成されるよう、優先度が高い者から個別避難計画を作成することが適当であり、市町村が必要に応じて作成の優先度を判断する際には、次のようなことが挙げられる。

- ・地域におけるハザードの状況（浸水想定区域（水防法）、津波浸水想定・津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域（津波防災地域づくり法）、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法）、噴火に伴う火山現象による影響範囲（活動火山対策特別措置法（基本指針）に基づく火山災害警戒区域）等）  
※個別避難計画の作成にあたり、ハザードマップ上、危険な場所に居住する者については、特に優先的に作成すべきである。
- ・当事者本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度  
※心身の状況について、医療機器（人工呼吸器等）用の電源喪失等が命にかかわる者については優先度を判断する際に、このような事情に留意が必要である。
- ・独居等の居住実態、社会的孤立の状況  
※家族が高齢者や障害者等であったり、世帯に複数の避難行動要支援者がいたりする場合等、避難をともにする家族の避難支援力が弱い場合、同居家族の一時的な不在や昼間独居など、避難行動要支援者本人が独り残されて被災する可能性がある場合は、優先度を判断する際に留意が必要である。（令和3年通知第一Ⅱ1（2）①イ）

令和3年法改正を踏まえて、計画作成の優先度が高いと市町村が判断する者については、地域の実情を踏まえながら、地域防災計画の定めるところにより、改正法施行後からおおむね5年程度で個別避難計画の作成に取り組んでいただきたい。（令和3年通知第一Ⅱ1（2）①イ）

優先度が高い者から個別避難計画の作成に取り組む一方で、各市町村の限られた体制の中でできるだけ早期に避難行動要支援者全体に計画が作成されるようにするためには、市町村が作成する個別避難計画として、①市町村が優先的に支援する計画づくりと並行して、②本人や、本人の状況によっては、家族や地域において防災活動を行う自主防災組織等が記入する計画づくりを進めることが適当である。

こうした【本人・地域記入の個別避難計画】は、自分たちの命を自分たちで守る、地域で守るというエンパワーメントの視点も踏まえられたものである。

【本人・地域記入の個別避難計画】は、本人が記入、あるいは本人の状況によっては、本人の家族や町内会・自治会、自主防災組織等が記入を支援し、市町村に提出する。

提出された個別避難計画は、避難支援等実施者や避難先などの法定事項のほか市町村が地域防災計画で定める事項について、個別避難計画の作成主体である市町村が必要な記載等に漏れがないかを確認することが必要である。市町村に提出する際に外部提供の同意を併せて確認することが適当である。この市町村による記載等事項の確認は、外部に委託することも可能である。

市町村が、以下について適当と認めた場合には、個別避難計画として取り扱う。

(イ)市町村が定めた様式で必要な情報が記載等されている場合

(ロ)地域や関係団体において作成した様式で必要な情報が記載等されている場合（本人の了解の下、自主防災組織などの団体が複数の要支援者をまとめて避難計画を作成している場合を含む）

当該市町村が地域防災計画で定めた必要な情報が記載されていることを確認できた場合には、当該個別避難計画は、当該市町村が作成の主体となっている避難行動要支援者の個別避難計画として取り扱う。

したがって、【市町村支援による個別避難計画】と【本人・地域記入の個別避難計画】のいずれも避難行動要支援者の個別避難計画と取り扱うこととなる。

【本人・地域記入の個別避難計画】の在り方として、記入しやすいよう自己チェック方式とし、チェックの結果に基づく避難計画の自己作成を働きかけるという仕組みや、さらに、自己チェックの結果、行政等の協力が必要と自己判断した場合の住民からの連絡窓口を設定し、避難支援等が必要となる住民を把握する、という仕組みも考えられる。

優先度が高い避難行動要支援者から【市町村支援による個別避難計画】の作成に年度ごとに段階的に取り組みつつ、当該年度で【市町村支援による個別避難計画】の対象とならない避難行動要支援者には、【本人・地域記入の個別避難計画】について作成の方法例を本人や地域に示し、取組を促すなどの対応も考えられる。

なお、本人・地域記入の個別避難計画も必要な内容の計画とすることができ、市町村支援か本人・地域記入かは個別避難計画の内容の優劣を示すものではないことに留意が必要である。

## ウ 個別避難計画を作成することなどについての同意

個別避難計画の作成に避難行動要支援者の同意が得られない場合は、当該避難行動要支援者から避難支援等に必要な情報が得られず、また、災害時の当該避難行動要支援者の行動も計画できないことから、市町村長の当該避難行動要支援者に係る個別避難計画作成の努力義務はかからないものとされている。

同意が得られない場合でも、市町村長は、引き続き、当該避難行動要支援者の同意が得られるよう働きかける努力は継続する必要がある。

○避難行動支援指針（R3.5改定） P.80～81

改正法第49条の14第1項ただし書きの規定は、個別避難計画の作成に避難行動要支援者の同意が得られない場合は、当該避難行動要支援者から避難支援等に必要な情報が得られず、また、災害時の当該避難行動要支援者の行動も計画できないことから、市町村長の当該避難行動要支援者に係る個別避難計画作成の努力義務はかからないこととしたものである。

同意が得られない場合でも、市町村長は、引き続き、当該避難行動要支援者の同意が得られるよう働きかける努力は継続する必要がある。また、改正法第49条の15第4項に基づき、当該避難行動要支援者の避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、避難支援等関係者に対する必要な情報の提供その他の必要な配慮を必要とする。

同意を得るためには、介護支援専門員や相談支援専門員、民生委員などを含め、日常から関係性のある人が関与することにより同意につながる必要があることに留意すべきである。

（令和3年通知第一Ⅱ1（2）①ア）

個別避難計画の作成に当たっては、避難行動要支援者に個別避難計画の作成の仕方、記載事項等を説明する（郵送等で説明する場合を含む。）。また、必要に応じて、避難行動要支援者に避難先や避難支援等実施者についての意向を確認する。

こうした説明をしているため、個別避難計画を作成する同意を避難行動要支援者から得たときは、個別避難計画の作成に必要な限度で避難行動要支援者の個人情報等を「避難支援等実施者」や「避難施設その他の避難場所」の施設管理者などの関係者に提供することができることとなる。

また、避難行動要支援者に個別避難計画の作成の同意を得ようとするときは、個別避難計画情報について、

（イ）平時には、

①災害に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に提供されること、

②ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、提供について避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供されないこと、

（ロ）災害時には、

避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するため、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報が同意なくとも提供されること

を説明しなければならない。

（令和3年通知第一Ⅱ1（2）②）

合わせて、個別避難計画情報の提供を受けた者に対しては守秘義務を課しているところであり、個別避難計画情報を提供するときは、市町村長は、提供を受ける者に対して漏洩防止のための措置等の必要な措置を講ずるよう求めることなど当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者などの権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされていることを説明することが適当である。

その上で、個別避難計画の作成の同意を得る際には、同時に、条例の特別の定めがない場合の平時の外部提供の同意も併せて得ることが考えられる。（令和3年通知第一Ⅱ1（2）②）

避難支援等実施者についても、個別避難計画に記載等する際に、外部提供について説明の上、条例の特別の定めがない場合、平時の外部提供の同意を得ることが考えられる。

## エ 個別避難計画の記載等事項

個別避難計画の作成が十分に進んでいない市町村においては、特に必要な内容に絞って記載して作成することから始め、更新の機会等を活用して記載する内容の充実を図る方法も考えられる。

### ○ 個別避難計画に記載する事項

避難行動要支援者名簿に記載する事項のほか、

- ①避難行動等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- ②避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ③市町村長が必要と認める事項である。

①については、避難支援等実施者として組織や団体も記載することができる。避難支援等実施者の氏名又は団体の名称、住所又は居所、電話番号等連絡先は、災害時に避難支援等実施者と必ず連絡が取れるものであること。

②「避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項」は、避難場所と避難経路の記載を求めるものである。「避難施設その他の避難場所」については、避難先として何らかの記載が必要となる。「避難路その他の避難経路に関する事項」については、地図を添付又は記載することが望ましいものの、必ずしも記載を求めるものではない。

特に浸水想定区域や狭隘部、急勾配、段差等の留意事項や、それを踏まえた具体的な支援方法について、避難支援の実効性を確保するために記載を求めるものである。

また、「避難施設その他の避難場所」の検討に当たっては、人工呼吸器等の医療機器を装着している場合、電源の喪失は生命に関わることから、非常用電源の有無等を確認した上で避難場所を検討し、非常用電源が確保されていない場合は、医療機関やメーカーと連携した確保策を含めあらかじめ調整しておくことが必要である。

③市町村長が必要と認める事項の例としては、自宅で想定されるハザードの状況、移動の際の持ち出し品、移動時に必要な合理的配慮の内容などが考えられる。

なお、原子力災害への対応が必要と考える市町村は、原子力災害対応の特性を踏まえ、原子力災害に係る個別避難計画の作成・活用方針等に関して、地域防災計画等に必要な定めを行い、特記事項として次の事項例を記載するなど、原子力災害も想定した個別避難計画を作成する必要がある。

- ・原子力災害対策重点区域（PAZ 又は UPZ）の区分
- ・施設敷地緊急事態要避難者の該当可否
- ・避難に当たっての一時集合場所
- ・放射線防護対策が講じられた施設等の名称及び住所
- ・避難先市町村名（予め避難先施設が決まっている場合には、その名称及び住所） 等

本項第1号の「避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先」は、避難支援等実施者の特定に必要な基本的な情報として記載等を求めるものである。（令和3年通知第一Ⅱ1（2）③）

記載等する目的は、平時における避難訓練等の情報提供や災害の発生時又は発生するおそれがある場合において、避難支援等実施者と確実に連絡がとれるようにしておき、避難情報等の情報伝達をする場合や、避難支援の実施状況を把握する場合、避難行動要支援者が避難支援をを求める場合等に連絡するためである。

避難支援等実施者として組織や団体も記載等することができる。

なお、組織や団体を記載等した場合、当該組織や団体は、個別避難計画情報の提供を受けることとなるが、当該個別避難計画情報は、避難支援等の実施に必要な限度で提供されたものであり、当該組織又は団体内で実際の避難支援等に当たらない職員や構成員までも共有することは、必要な限度を逸脱する可能性があることに留意すること。

避難支援等実施者の氏名又は団体の名称、住所又は居所、電話番号等連絡先は、災害時に避難支援等実施者と連絡がとれる程度の記載をすることで差し支えないが、必ず連絡が取れるものであること。また、住所又は居所については、避難支援等実施者が団体や組織である場合、「代表者の住所」や「消防屯所」のようなものを記載することも考えられる。

個別避難計画に記載される避難支援等実施者は、個別避難計画に基づく避難支援等の実施に当たる当事者の一人として、避難支援等の実施に必要な限度で個別避難計画情報を本人と共有することになる。

本項第2号の「避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項」は、避難場所と避難経路の記載を求めるものである。「避難施設その他の避難場所」については、避難先として何らかの記載が必要となる。「避難路その他の避難経路に関する事項」については、地図を添付又は記載することが望ましいものの、必ずしも記載を求めるものではない。

特に浸水想定区域や土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域、狭隘部、急勾配、段差等の留意事項や、これを踏まえた具体的な避難支援の方法について、市町村、避難行動要支援者、避難支援等実施者それぞれが、認識を共有し、避難支援等の実効性を確保するために記載を求める趣旨である。

（令和3年通知第一Ⅱ1（2）③）

「避難施設その他の避難場所」の検討に当たっては、人工呼吸器等の医療機器を装着している場合、電源の喪失は生命に関することから、非常用電源の有無等を確認した上で避難場所を検討し、非常用電源が確保されていない場合には、医療機関やメーカーと連携した確保策を含め、あらかじめ調整しておくことが適当である。

「避難施設」とは、避難先の建物などの意味である一方、「避難場所」は、避難先であることは「避難施設」と同じであるが建物の内外を問わない。次に「避難路」は、住居の敷地外の公道を意味する一方、「避難経路」は、住居の敷地内（屋内も含む。）の通路も含むものである。

なお、災害の種別によって、避難支援等を実施する上で注意すべき事項がある場合には、必要に応じて記載等することが考えられる。

個別避難計画に記載される「避難施設その他の避難場所」の施設管理者は、個別避難計画に基づく避難支援等の実施に当たる当事者の一人として、避難支援等の実施に必要な限度で個別避難計画情報を本人と共有することになる。

本項第3号は、市町村が必要と判断した事項を記載等することを求めるものである。

（令和3年通知第一Ⅱ1（2）③）

市町村長が必要と認める事項の例：市町村の状況に応じて、例えば自宅で想定されるハザードの状況、移動の際の持出し品、移動時に必要な合理的配慮の内容などが考えられる。また、避難生活支援に関する内容について、特記事項や留意事項に記載等することが考えられる。（令和3年通知第一Ⅱ1（2）③）

避難生活における合理的配慮などの項目を個別避難計画に位置付けるかは、救急医療情報など当事者本人が記録等したものを災害時に活用する取組も考えられるため、市町村において判断するものとする。

避難行動要支援者の性別などにより、避難支援等実施者の選定に配慮が必要な事項を記載等することが考えられる。

【図表 11：個別避難計画の様式例】

個別避難計画の様式例(表)			
氏名 ※児童の場合は( )で保護者の氏名を記入			
生年月日		年齢	
住所又は 居所			
性別	男 ・ 女	電話番号	
携帯番号		F A X 番号	
メール アドレス			
同居家族等			
避難場所	名 称		
	住 所		
緊急時の 連絡先①	フリガナ		
	氏名(団体名)		
	住 所		
	連 絡 先	電話番号 1 :                      電話番号 2 :	メールアドレス : その他 :
緊急時の 連絡先②	フリガナ		
	氏名(団体名)		
	住 所		
	連 絡 先	電話番号 1 :                      電話番号 2 :	メールアドレス : その他 :
避難支援 等実施者 情報①	フリガナ		
	氏 名 (団体名及び代表者)		
	住 所		
	連 絡 先	電話番号 1 :                      電話番号 2 :	メールアドレス : その他 :
避難支援 等実施者 情報②	フリガナ		
	氏 名 (団体名及び代表者)		
	住 所		
	連 絡 先	電話番号 1 :                      電話番号 2 :	メールアドレス : その他 :

※これは例であり、地域において様式に記載すべき事項を検討した上で、各市町村において様式を作成し、利用すること。  
 ※特に記載が必要な内容事項がない場合「なし」や「-」と記載等 することで足りるものとする。

内閣府「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」より



【図表 12：個別避難計画の作成・更新・提供に関し避難行動要支援者の同意を得るための様式例】

個別避難計画の作成・更新・提供に関し避難行動要支援者の同意を得るための様式例

令和△△年□月◇◇日

個別避難計画は、高齢者や障害者等などの避難行動要支援者の名簿である避難行動要支援者名簿に掲載される方お一人ごとに、避難支援を行う人や避難先等を記載等した計画です。この計画は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図るために作成するものです。作成に当たっては、作成に必要な範囲で、避難支援等実施者の候補者や避難先の候補施設の施設管理者などの関係者に、名簿情報を提供します。

個別避難計画の完成後は、①平常時は避難支援等関係者に、②災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に、個別避難計画情報を提供します。

以上のことを承知し、個別避難計画の作成に同意することにより、避難行動要支援者（あなた）は、避難支援等実施者から災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援等実施者自身やその家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援等実施者などの関係者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

上記の内容を理解し、避難の支援、安否の確認、その他の生命又は身体を災害から保護を受けるために、

個別避難計画を作成・更新することに、

- 同意します
- 趣旨を十分理解した上で、同意しません
- 同意するかを判断するために、市町村からの詳細な説明を求めます  
⇒ 同意します

個別避難計画を提供することに、

- 同意します
- 趣旨を十分理解した上で、同意しません
- 同意するかを判断するために、市町村からの詳細な説明を求めます  
⇒ 同意します

署名

---

内閣府「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」より

## オ 避難を支援する者の確保

市町村が中心となって、地域の実情を踏まえ、避難行動要支援者と避難支援等実施者や避難支援等関係者のマッチングを行うことが適切である。

○避難行動支援指針（R3.5改定） P.84～85

市町村の避難を支援する者の選定に関する考え方は、地域の実情、地域での検討結果を踏まえた内容とすることが必要である。避難を支援する者を確保するためには、地域住民や消防団、自主防災組織等と要支援者をマッチングし、平時からの関係づくりを促すことなどが重要である。この際、地域に事業所や宿舍等を有する企業等も、避難支援等実施者や避難支援等関係者として協力を得ることも考えられる。

なお、個別のニーズから市町村によるマッチングによらず、自ら避難支援等実施者を探すことを望む場合があることに留意すること。

市町村との事前の調整により、自主防災組織や自治会等の組織・団体や個人が避難支援等実施者の候補者となることを包括的に了解した場合には、個別避難計画の作成に当たり、あらかじめ様式に当該組織・団体、候補者を避難支援等実施者の候補者として記入して避難行動要支援者に提示する方法も考えられる。

また、市町村は、名簿情報の提供について条例による特別の定めがある場合、又は、平常時から名簿情報を提供することに避難行動要支援者の同意を得られた場合には、避難支援等実施者の候補者に避難支援等実施者になることを打診し、事前に了解を得た場合は、あらかじめ様式に避難支援等実施者の候補者を記入して提示する方法も考えられる。

## カ 個別避難計画作成への本人や関係者の参加

市町村支援による個別避難計画の作成においては、個別避難計画の実施に関係する者が参加する会議（地域調整会議）を開催し、避難支援等に必要な情報を共有し、避難支援等に関する調整を行うことが望ましい。

○避難行動支援指針（R3.5改定） P.85

市町村支援による個別避難計画の作成においては、個別避難計画の実施に関係する者が参加する会議（地域調整会議）を開催し、避難支援等に必要な情報を共有し、避難支援等に関する調整を行うことが望ましい。

この会議には、地域の実情に応じ、避難行動要支援者やその家族、福祉専門職や社会福祉協議会の職員、民生委員、避難行動を支援する者、自主防災組織、自治会、障害者団体その他の個別避難計画作成等関係者が参加することが想定される。

避難行動要支援者と関係者が、円滑に意思疎通ができるようにするなど、本人の状況に応じた合理的配慮がなされることが望ましい。なお、庁内外の防災と福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係者をつなぐことが、地域調整会議を円滑に実施する上で重要である。

なお、本人の心身の状況等によっては、会議形態をとらずに、本人宅で必要な関係者だけで情報共有、調整を行うことも考えられる。

## キ 個別避難計画が作成されていない者への配慮

市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者（計画の作成が途中である、作成の同意が得られない等）に対しても、逃げ遅れ等が発生しないよう、配慮が必要となる。

○避難行動支援指針（R3.5改定） P.86

想定される配慮の例としては、名簿情報の外部提供に係る避難行動要支援者本人の同意又は条例に特別の定めが、

【ある場合】 ・平時から、市町村は、避難支援等関係者に、避難行動要支援者名簿を提供

【ない場合】 ・平時においては、市町村は、災害時にどのように避難支援等を実施するかを計画し、

避難支援等関係者に事前に人数やおおよその居住地を連絡し、避難支援等を準備

・災害時には、事前に計画した内容に基づき避難支援等関係者等に名簿情報を提供し、

避難支援等を実施

## ク 福祉避難所への直接の避難

市町村においては、地区防災計画や個別避難計画等の作成プロセスを通じて、避難先である福祉避難所ごとに、事前に受入れ者の調整等を行い、避難が必要となった際に、災害の種別に応じて安全が確保されている福祉避難所等への直接の避難を促進していく

ことが重要である。

## ケ 個別避難計画のバックアップ

個別避難計画について、バックアップ体制を築いておくとともに、災害による停電等を考慮し、紙媒体で最新の情報を保管しておく。

○避難行動支援指針（R3.5改定） P.88

災害規模等によっては市町村の機能が著しく低下することを考え、クラウドでのデータ管理や都道府県との連携などにより個別避難計画のバックアップ体制を築いておくこと。  
また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管しておくこと。

## コ 市町村における情報適正管理

市町村においては、個別避難計画情報を適正に管理するよう、十分留意する必要がある。

○避難行動支援指針（R3.5改定） P.88

市町村において、個別避難計画情報を適正に管理することは、避難行動要支援者の権利利益を保護するとともに、個別避難計画を活用した避難支援そのものに対する信頼性を担保し、避難行動要支援者等関係者との協働を円滑なものにする上で極めて重要であること。

## サ 改正法に基づき作成された個別避難計画と改正法施行前に作成された個別避難計画の関係

すでに改正災害対策基本法に基づき作成される個別避難計画の内容に実質的に相当する計画が作成されている場合は、改めて個別避難計画を作成する必要はない。ただし、個別避難計画の作成方法等について地域防災計画に位置づける必要がある。

○避難行動支援指針（R3.5改定） P.88

これまで「個別計画」、「個別避難支援計画」、「支援プラン」、「避難支援プラン」、「災害時ケアプラン」等の名称で個別避難計画に類する計画を作成していた市町村については、当該計画の内容が、改正法に基づき作成される個別避難計画の内容に実質的に相当している場合に限り、改正法の施行後に改めて個別避難計画を作成する必要はない。ただし、この場合においても、個別避難計画の作成方法等について地域防災計画に位置づける必要があるためその旨留意されたい。（令和3年通知第一Ⅱ1（6））

記載内容に不足があるなど、改正法に基づき作成される個別避難計画の内容に実質的に不足がある場合には、改正法施行後の更新等の適当な機会を捉えて、個別避難計画の備考や特記事項の欄あるいは余白などに必要な事項を追記することが考えられる。

## （6）個別避難計画の更新

個別避難計画を更新することは、避難の実効性を高めるものであり、重要であることから、避難行動要支援者の心身の状況に変化やハザードマップの見直し・更新があった場合など、適時適切に更新することが必要である。

○避難行動支援指針（R3.5改定） P.89～90

避難行動要支援者の心身の状況は変化するため、医療・福祉関係者等と連携し、その心身の状況に応じて個別避難計画を更新することは、避難の実効性を高めるものであり、重要である。

また、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等に変更があった場合にも、適時適切に更新すること。  
（令和3年通知第一Ⅱ1（2）①ウ）

更新の考え方（契機、更新が必要となる事情の変更、更新の周期など）に関しては、名簿と同様に地域防災計画において定めることが適当である。

（令和3年通知第一Ⅱ1（2）①ウ）

市町村や避難支援等関係者等の負担も考えつつ、地域における作成状況・取組の進捗状況を踏まえ、適時適切に更新がなされるようにすることが重要である。

更新に当たっては、次のような方法も考えられる

- ・【市町村支援による個別避難計画】を本人・地域が更新する方法
- ・【本人・地域記入の個別避難計画】を市町村支援によって更新する方法

適時適切に更新がなされるようにするために、各市町村の実情を踏まえて更新の考え方を地域防災計画等で示している具体例としては、

- ・更新の契機
  - 本人、家族の申し出（意向、申出、届出）
  - 平常時からの訪問活動や見守り活動、防災訓練などを通じ更新の必要性を確認
  - 自主防災組織や自治会を通じて点検を呼びかけ
- ・更新が必要となる事情の変更
  - 避難行動要支援者の状態（転居、心身の状況等）
  - 災害時の情報伝達（緊急連絡先、情報伝達手段等）
  - 避難誘導等（避難支援等実施者、避難先、移動手手段等）
- ・更新の周期
  - 本人又は支援者から変更の届出があった場合に随時修正
  - 避難行動要支援者名簿の更新時に合わせて行う
  - 年1回（年1回以上、年1回程度、毎年などのバリエーションあり）

また、個別避難計画に基づく避難支援等を有効に機能させるために、更新についても、社会福祉協議会が取り組んでいる地域の支え合いのネットワークなど地域の福祉活動と連携することが有効である。

## （7）市町村内部における個別避難計画情報の利用

市町村においては、避難支援等の実施に必要な限度で個別避難計画情報を内部利用することができる。この際、本人又は避難支援等実施者の同意を得ることを要しない。

○避難行動支援指針（R3.5改定） P.90～91

市町村長は、第49条の14第4項又は第5項の規定により、個別避難計画の作成に必要な限度で避難行動要支援者の個人情報を市町村の内部で目的外利用し、又は関係都道府県知事等から情報提供を受けることが可能となるが、これらの規定は、福祉部局等が保有していた避難行動要支援者に関する個人情報について、その本来的な利用目的（社会保障給付に関する事等）を変更することなく、個別避難計画の作成という別の目的に限って目的外利用等することを認めためたものであり、個別避難計画に集約された個人情報を避難支援等という更に別の目的に利用することは、これ自体個人情報保護条例上の「目的外利用」に当たる。

本項は、こうした点を踏まえ、避難支援等の実施に必要な限度で市町村が個別避難計画情報を内部利用することができるよう法律に根拠を設けたものであり、本項に基づく個人情報の利用については本人又は避難支援等実施者の同意を得ることを要しない。（令和3年通知第一Ⅱ1（3）①）

本項に基づき市町村の内部において具体的に想定される個別避難計画情報の利用用途としては、①個別避難計画情報の外部提供に関する本人又は避難支援等実施者の同意を得るための連絡、②防災訓練への参加呼びかけなど防災に関する情報提供、③災害時の情報伝達、避難支援、④災害時の安否確認・救助等が考えられる。

○改正災対法第四十九条の十五第一項

市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した個別避難計画に記載し、又は記録された情報（以下「個別避難計画情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

## （8）避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

### ア 事前の個別避難計画情報等の提供の趣旨

市町村は個別避難計画の情報について、地域の実情に即して地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ、避難支援等関係者に対して、避難支援等の実施に必要な限度で提供することを促進する必要がある。

○避難行動支援指針（R3.5改定） P.92

個別避難計画の情報について、災害の発生に備え、地域の実情に即して地域防災計画の定めるところにより、地域の社会福祉協議会や医師会、障害者団体、居宅介護支援事業者や相談支援事業者、自主防災組織、自治会、避難先の施設管理者等の避難支援等関係者に対して、事前の提供を促進する必要がある。

## イ 条例による特別の定めについて

避難支援等関係者に対する個別避難計画情報の事前提供は、名簿と同様に、より積極的に避難支援を実効性のあるものとする等の観点から有効であるため、市町村においては、平常時から個別避難計画情報を外部に提供できる旨の条例の検討が重要である。

○避難行動支援指針（R3.5改定） P.92

個別避難計画情報の事前提供は、名簿と同様に、より積極的に避難支援を実効性のあるものとする等の観点から、平常時から個別避難計画情報を外部に提供できる旨を市町村が条例による特別の定めがある場合は、平常時からの提供に際し、本人及び避難支援等実施者の同意を要しないこととしているので、市町村の実情に応じ、このような対応も積極的に検討すること。

なお、個人情報保護条例に規定されている一般的な個人情報の外部提供に関する規定を根拠とする場合も、「当該市町村の条例に特別の定めがある場合」に該当するが（令和3年通知第一Ⅱ1(3)②）、令和3年5月に成立した「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」による改正個人情報保護法の施行（公布の日から起算して2年を超えない範囲において政令で定める日）後は、一般的な個人情報の外部提供は、個人情報保護条例でなく、改正個人情報保護法で規定されることとなることから、一般的な個人情報の外部提供に関する定めをもって、災害対策基本法における条例の特別の定めとすることはできなくなることに留意されたい。

## ウ 条例による特別の定めがない場合について

条例に特別の定めがない場合、避難支援等関係者に平常時から個別避難計画情報を外部提供するためには、避難行動要支援者等の同意を得ることが必要である。

「同意」とは、口頭によるものと書面によるものとを問わないが、状況に照らし本人が実質的に同意していると判断できることが必要となる。

なお、要支援者本人が未成年者、成年被後見人等であって、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等から同意を得ることにより、個別避難計画情報の外部への提供を行うこととして差し支えない。

○避難行動支援指針（R3.5改定） P.93

個別避難計画情報の提供については、心身の機能の障害や移動の際の持出し品、移動時に必要な合理的配慮の内容等に関する情報を他者に知られることにより、避難行動要支援者やその家族等が社会生活を営む上で不利益を受けるおそれもあることから、平常時から行うものについては、事前に避難行動要支援者等の同意を得ることを必要としている。

避難支援等実施者についても自らの氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先が他者に知られることになるため、事前に同意を得ることを必要としている。

この際、「同意」とは、口頭によるものと書面によるものとを問わないが、状況に照らし本人が実質的に同意していると判断できることが必要となる。

なお、要支援者本人が未成年者、成年被後見人等であって、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等から同意を得ることにより、個別避難計画情報の外部提供を行うこととして差し支えない。

## エ 個別避難計画情報を提供する場合における配慮

市町村においては、個別避難計画情報を外部提供する際、提供先や「避難支援等の実施に必要な限度」であることなどに配慮する必要がある。

○避難行動支援指針（R3.5改定） P.94

個別避難計画情報の提供先とした主体は、避難支援等関係者であるが、市町村においては、要支援者の人数や所在、必要な避難支援の態様など地域の実情を適切に勘案しつつ、個別避難計画情報の提供先及び方法を地域防災計画に定めるよう取り計らわれたい。

個別避難計画情報の外部提供に当たっては、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有・利用されないよう、「避難支援等の実施に必要な限度」で提供することが原則である。例えば、市町村内の一地区の自主防災組織に対して市内全体の個別避難計画情報を提供することは、実際の避難支援等に活用され得ない情報までをも含んだものとして、「必要な限度」を逸脱するものと考えられる。

一方、災害時の避難支援等には直接携わらないものの、個別避難計画に係る避難支援等実施者に事故があった場合の対応に関する事前検討を通じて間接的に避難支援等に関与する者に個別避難計画情報を提供すること等は、ここでいう「必要な限度」に含まれる。

更新を行った場合には、避難支援等関係者や避難先の施設管理者等に必要に応じて、更新された個別避難計画情報を提供すること。

個別避難計画情報の提供と合わせて避難情報に関する制度改正、ハザードマップ、個別避難計画情報などの避難支援等の実施に必要な・有効な情報を提供することが考えられる。

### 3 避難行動支援に係る共助力の向上

発災時に円滑かつ迅速に避難支援等を実施するためには、平常時から住民同士の顔の見える関係を作るなど、地域の防災力を高めておくことが必要である。そのため、地域の特性や実情を踏まえつつ、以下の事項について、防災や福祉、保健、医療、地域づくり等の各分野間の関係者や機関同士が連携して取り組むことが適切である。

また、被災市町村のみでは対応が困難な状況となることも予想されることから、広域的な応援が受けられるよう、事前に協定を結ぶなど連携体制を整備しておくことも適切である。

なお、各取組の詳細については、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成 25 年 8 月（令和 3 年 5 月改定）」第 IV 部（P. 121～125）を参照されたい。

- 避難行動要支援者連絡会議（仮称）の設置
- 地域調整会議の開催
- 要配慮者、避難支援等関係者を対象とした研修等の実施
- 個別避難計画作成の中核的な人材育成
- 避難行動支援に係る地域づくり
- 民間団体等との連携
- 防災訓練

【図表 13：避難行動支援に係る共助力の向上】



## 4 要配慮者に対する避難所の整備

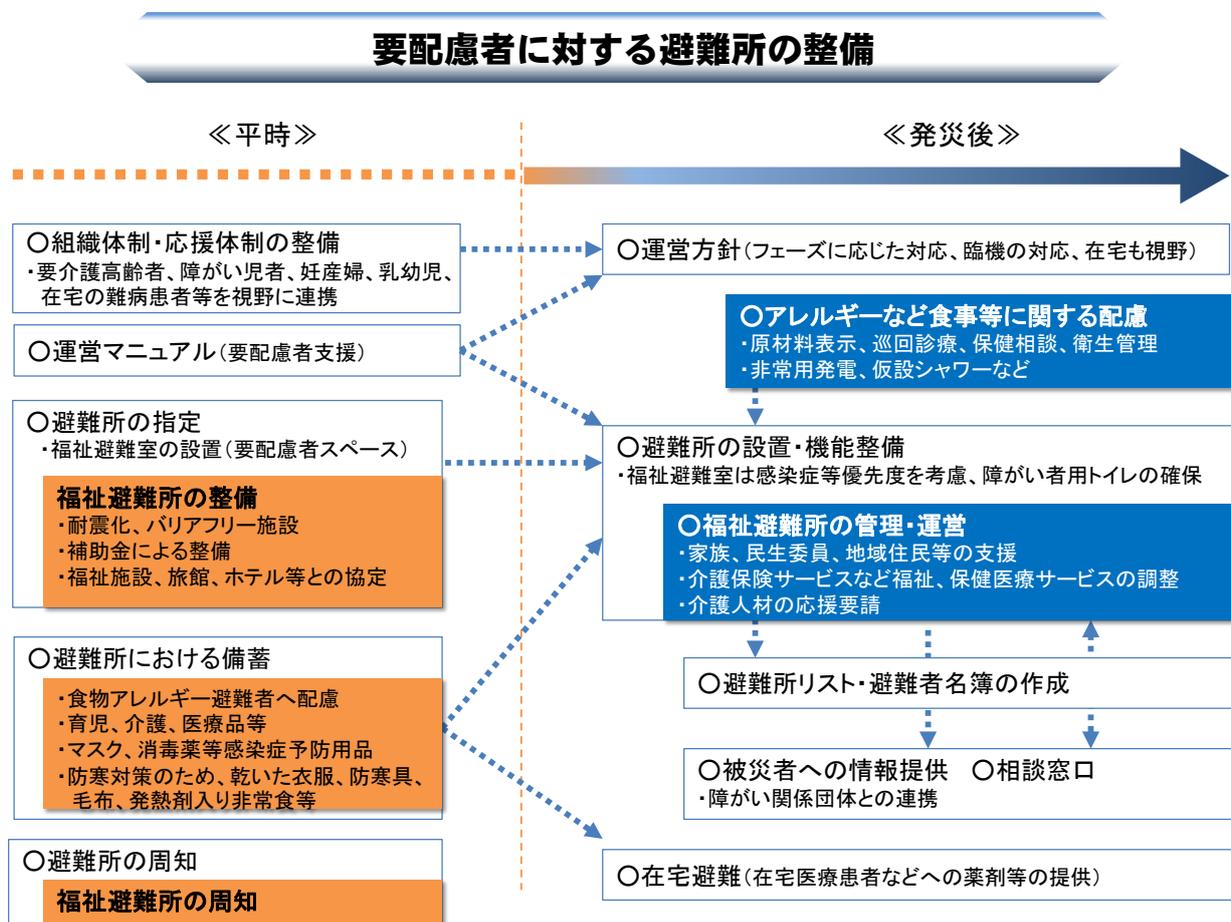
東日本大震災における物資不足や避難所等でのバリアフリーへの対応、避難生活の長期化に伴う心身の健康確保などの教訓を踏まえ、災害対策基本法では、避難所における生活環境の整備等（第86条の6）の規定が設けられている。

市町村が指定する一般避難所（以下「指定一般避難所」という。）は、この規定に基づき一定の生活環境が確保されることとなるが、これとは別に、指定一般避難所では生活することが困難な高齢者や障がい者等の要配慮者がその状態に応じて特別な配慮が受けられるよう、基準に適合する福祉避難所をあらかじめ指定し公示することが適切である。

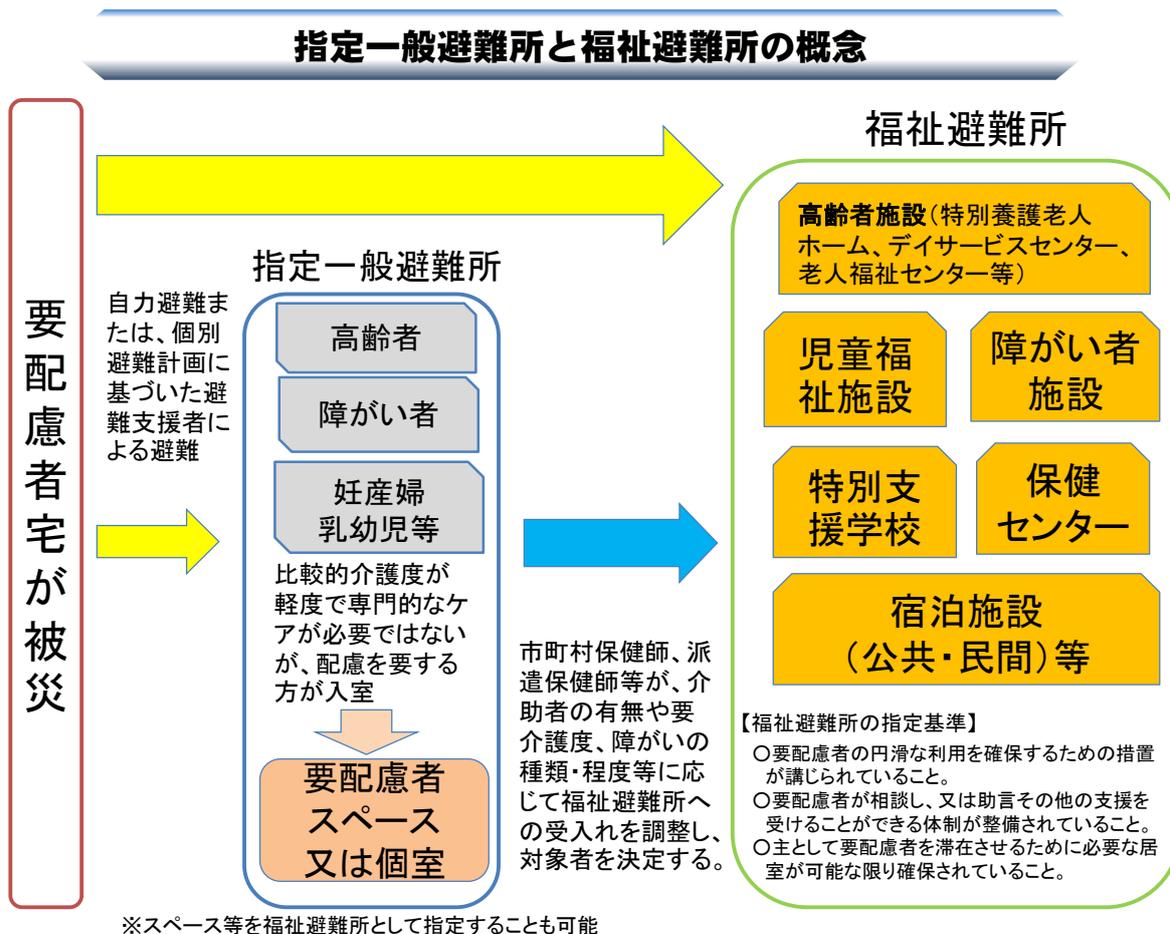
なお、指定一般避難所と福祉避難所の概念は、図表15に示すとおりであるが、この手引きでは、要配慮者への対応や福祉避難所に関する内容に限定して盛り込むこととしており、指定一般避難所と共通する内容については、「避難所取組指針」を参照していただきたい。

また、福祉避難所の確保・運営に関して標準的な項目をまとめた「福祉避難所の確保・運営ガイドライン（平成28年4月（令和3年5月改定）」についても、併せて参照していただきたい。

【図表14：要配慮者に対する避難所の整備】



【図表 15 : 指定避難所と福祉避難所の概念】



## (1) 指定避難所（福祉避難所を含む）の組織体制と応援体制の整備

### ア 組織体制、人的体制

市町村においては、平時から庁内の関係部局等が連携し、要配慮者への支援も視野に入れて役割分担などについて決めておくことが重要である。

○避難所取組指針(R4.4改定) p6

平時から市町村の防災関係部局、福祉関係部局及び保健衛生関係部局が中心となり、男女共同参画部局等の関係部局が協力して、会議を開催し、要介護高齢者、障害児者、医療的ケアを必要とする者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等（以下「要配慮者」という。）や在宅者への支援も視野に入れて連携し、避難所についての災害時の対応や役割分担などについて決めておくこと。

### イ 指定避難所の指定

市町村長は、指定避難所として指定する施設については、災対法施行令第20条の6で定める基準に沿って指定すること。

○避難所の指定基準

災害対策基本法（指定避難所の指定）  
第49条の7 市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。

災害対策基本法施行令（指定避難所の基準）  
第20条の6 法第49条の7第1項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 1 避難のための立退きを行った居住者等又は被災者を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- 2 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- 3 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- 4 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- 5 主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下この号において「要配慮者」という。）を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。

○避難所取組指針(R4.4改定) p8

指定避難所を指定しようとする場合には、当該施設の管理（所有）者の理解・同意を得て指定するとともに、物資の備蓄、災害時の利用関係、費用負担、指定一般避難所においては要配慮者スペースの設置等について明確しておくこと。

## ウ 指定避難所の周知

市町村は、指定避難所を指定した場合は、地域住民に対し周知の徹底を図ることが重要である。

○避難所取組指針(R4.4改定) p10~11

指定避難所を指定した場合は、災対法第49条の7第2項に基づき、広報紙等により地域住民に対し周知を図るとともに、防災の日等に年1回以上は広報を行うなど、広報活動の徹底を図ること。また、広報媒体の種類として、要配慮者に配慮した点字版、音声版、拡大文字版などを準備しておくことが望ましいこと。また、指定避難所として指定した施設については、住民に分かりやすく避難所である旨を当該施設に表示しておくこと。

## エ 要配慮者に対する支援体制

市町村は、指定避難所における要配慮者への支援のため、平時から関係機関との連携体制を構築しておくことが重要である。

○避難所取組指針(R4.4改定) p12~13

- (1) 発災時の要配慮者の支援のため、必要な指定福祉避難所を指定すること。また、指定一般避難所等の一般の避難所内において、必要な場合に高齢者、妊婦・乳幼児、障害者、医療的ケアが必要な者等が要配慮者スペースないし個室を利用できるようあらかじめ考慮すること。
- (2) 災対法第49条の14に基づく個別避難計画等により、避難する要配慮者が想定されている指定福祉避難所等においては、あらかじめ必要な受入準備を検討しておくこと。併せて、入院・入所が必要となった場合に備えた医療施設・社会福祉施設等との連携体制を構築しておくこと。
- (3) 要配慮者が必要とする育児・介護・医療用品や、日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用器具等の器材について、備蓄又は調達体制の構築を検討しておくこと。(4) 在宅避難する要配慮者の安否確認、物資提供、医療・福祉等の支援の方法についても検討しておくこと。
- (5) 上記の支援が的確に実施されるよう、平時から自主防災組織、地区代表者、地域の医療・福祉の関係者等と連携体制を構築しておくこと。
- (6) 被災生活が長期にわたると想定される場合、要配慮者の状況に応じて被災地外の適切な施設等に避難させることについて、他の市町村等と協定を締結しておくことが望ましいこと。

○避難所取組指針(R4.4改定) p15

- (2) 指定一般避難所の機能
  - ② 要配慮者スペース又は個室の設置にあたっては、その対象者が要配慮者であることから、被災者の状況をアセスメントした上で、スペースの利用、個室への入室等を調整し、優先順位が高い被災者から被災者自身の選択でスペースを利用したり個室へ入室したりできるように配慮すること。
  - ③ 障害児者用トイレを障害児者以外の被災者が使用することで本来、障害児者用トイレの使用を必要とする障害児者が利用できないということがないようにするとともに、要配慮者のトイレの使用を支援する要員も確保するよう努めること。なお、要員については、指定一般避難所の運営にあたり、被災者自身の役割分担を決める中で確保できるよう努めること。
  - ⑤ 物理的障壁の除去（バリアフリー化）がされていない施設を指定一般避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう、速やかに障害児者用トイレ、スロープ等の仮設に努めること。
  - ⑥ 常時の介護や治療が必要となった者について、速やかに特別養護老人ホーム等への入所や病院等への入院手続きをとること。また、このような状況を想定し、あらかじめ関係機関と連絡調整しておくこと。

## オ 避難所運営の手引（マニュアル）の作成

市町村は、国の「避難所運営ガイドライン」や、道の「北海道版避難所マニュアル」

基本手順書>」等を参考にするなどして、あらかじめ避難所運営の手引（マニュアル）を作成し、当該手引において要配慮者に対する必要な支援についても明確にしておくことが重要である。

○避難所取組指針(R4.4改定) p13

避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう、あらかじめ、「避難所運営ガイドライン」を参考にするなどして、避難所運営の手引（マニュアル）（以下「手引」という。）を作成し、避難所の良好な生活環境を確保するための運営基準やその取組方法を明確にしておくこと。なお、要配慮者に対する必要な支援についても明確にしておくこと。

## （２）福祉避難所の整備

福祉避難所とは、身体等の状況が介護保険施設や医療機関等への入所・入院を要するまでには至らないが、一般的な避難所での避難生活が困難な要配慮者のために特別な配慮がなされた避難所をいう。

広義の福祉避難所は、指定福祉避難所のほか、協定等により確保している福祉避難所が含まれるが、指定福祉避難所は、市町村が災害対策基本法等で定める基準に適合すると判断した避難所であり、要配慮者の円滑な避難につながるよう、公示が義務となっていること、個別避難計画で避難先とすることにより必要な支援の準備をできることから、協定等による福祉避難所のうち指定福祉避難所の基準に適合するものは、指定福祉避難所として指定し、公示することが望ましい。

○避難所取組指針(R4.4改定) p10

指定福祉避難所とは、要配慮者のために特別な配慮がなされた避難所のことであり、災害発生時に設置すると、災害救助法に基づく支援として、必要な人員の配置、設備、物資に要する費用について、指定一般避難所の場合より加算された国庫負担を受けることができる。

### ア 福祉避難所の対象となる者の把握

市町村は、福祉避難所の指定や整備数を検討するための基礎資料として、福祉避難所の対象となる者の概数を把握することが重要である。

#### （ア）対象者

福祉避難所の対象となる者としては、①身体障がい者（視覚障がい者・聴覚障がい者・肢体不自由者等）、②知的障がい者、③精神障がい者、④発達障がい者、⑤要介護高齢者、⑥人工呼吸器・酸素供給装置を使用している呼吸器機能障がい者、⑦難病患者・人工透析患者、⑧医療的ケアを必要とする者⑧、妊産婦・乳幼児などが考えられる。

#### （イ）既存情報等の活用

市町村は、上記(ア)のうち、福祉部局が保有する情報など、既存統計等で対象者数（概数）の把握が可能なものについては、その情報を活用する。また、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、介護サービス及び障害福祉サービス事業者、障がい者団体等からの情報についても活用し把握することが重要である。

#### （ウ）把握する情報

市町村は、対象者に関する情報として、①住所、②氏名、③身体の状態、④家族構成

(同居の有無を含む。)、⑤介助者の状況(昼間・夜間)、⑥緊急時の連絡先等を把握しておくことが望ましい。また、把握に当たっては、避難行動要支援者名簿、個別避難計画を活用することが重要である。

## (エ) 情報の管理等

市町村は、福祉避難所の対象者に関する情報の管理体制、関係部局等との情報共有の体制について検討し、体制を整備しておく。また、個人情報の取扱いについては、情報の漏えいや不正使用を防止するための対策を講じるなど、十分に配慮する必要がある。

○福祉避難所ガイドライン(R3.5改定) p10

□ 市町村は、災害時において、指定福祉避難所の受入対象となる者を速やかに指定福祉避難所に避難させることができるよう、平時から受入対象者の現況等を把握することが望ましい。

- ・ 先の「1.1 指定福祉避難所の受入対象となる者の概数の把握」で受入対象とした者のうち、現況等の調査が可能と考えられる者、具体的には、①身体障害者(視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者等)、②知的障害者、③精神障害者、④高齢者(一人暮らし、高齢者のみ世帯等)、⑤人工呼吸器、酸素供給装置等を使用している在宅の難病患者、医療的ケアを必要とする者については、保健・福祉部局が保有する情報を活用し、調査が可能であると考えられる。

※例えば、医療的ケアを必要とする者については市町村が保有する障害者総合支援法や児童福祉法に基づく障害児・者サービスの請求情報等を活用することにより、医療的ケアに係る現況を把握できる場合がある。

- ・ 把握する情報は、①住所、②氏名、③身体状況、④家族構成(同居の有無を含む)、⑤介助者の状況(昼間・夜間)、⑥緊急時の連絡先、⑦本人の居室の場所、を基本とし、その他の項目(必要な医療的ケアやそれに伴う電源の確保、衛生用品等を含む)については必要な受入対象者に応じて調査を実施する。
- ・ 利用できる既存の避難行動要支援者名簿、個別避難計画等が存在する場合はその活用を図る。

□ 災害時において、安否確認、避難情報の伝達、避難誘導支援、指定福祉避難所の設置等の対策に活用することができ、また、平時からの対策を検討・実施するために、把握した情報はデータベースとして整備しておく。また、最新の情報を保持するために、定期的に登録情報の確認・更新を行う。

## イ 利用可能な施設の把握

福祉避難所として利用可能な施設としては、次の施設が想定されることから、大きく3つ(①社会福祉施設等、②指定避難所の一区画、③宿泊施設)に分類しその利点及び注意点等を整理し、明確にしておく。

市町村においては、福祉避難所の検討に際し、当該施設管理者と協議し、災害による影響なども把握しておくことが重要である。

○福祉避難所ガイドライン(R3.5改定) p12

市町村は、指定福祉避難所として利用可能な施設を洗い出す。利用可能な施設としては、以下の施設が考えられる。以下の施設については「バリアフリー」「支援者をより確保しやすい施設」を主眼において選定する。

- ・ 一般の避難所となっている施設(小・中学校、公民館等)
- ・ 老人福祉施設(老人デイサービスセンター、特別養護老人ホーム、老人福祉センター等)
- ・ 障害者支援施設等の施設(公共・民間)
- ・ 児童福祉施設(保育所等)、保健センター
- ・ 特別支援学校、宿泊施設(公共・民間)

指定福祉避難所として利用可能な施設について、所在地、名称、所有者・管理者、使用可能なスペースの状況、施設・設備の状況、職員体制、受入可能人数などを調査し、整理する。

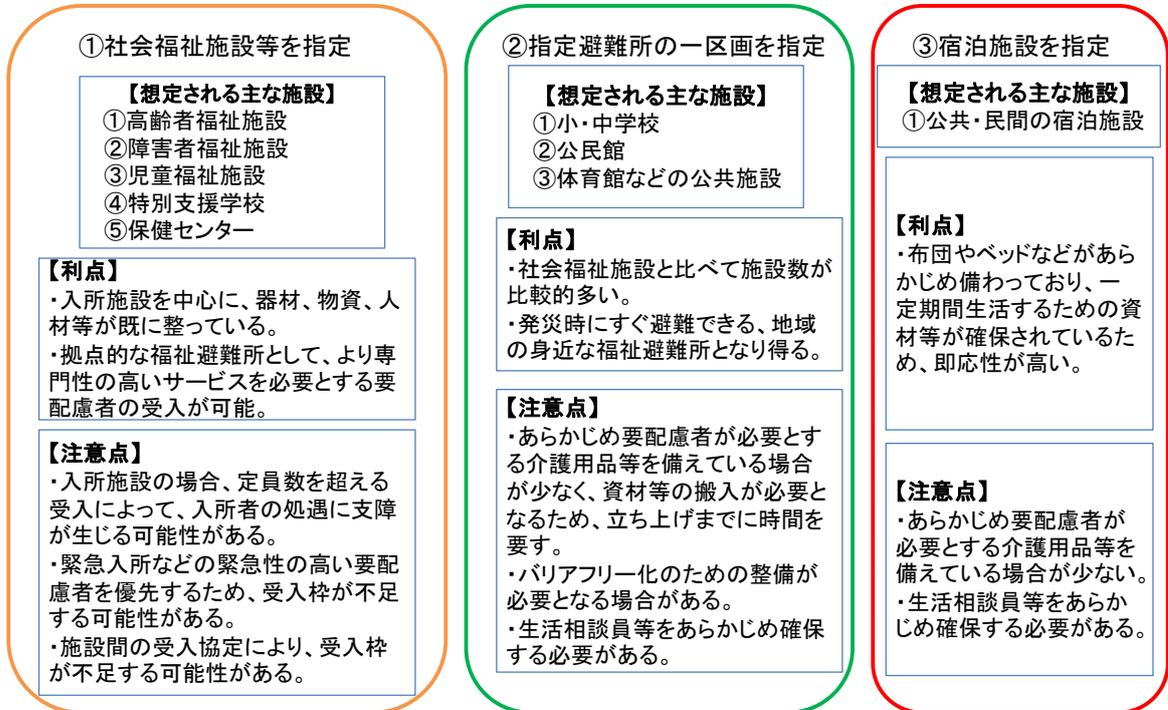
○道内における主な利用施設の内訳(割合)(R4.7.1現在)

高齢者施設(40.1%)、障がい者施設(16.6%)、児童福祉施設(3.8%)、その他社会福祉施設(3.2%)、保健・福祉センター(5.8%)、特別支援学校(1.9%)、小・中・高校(8.2%)、公民館(3.3%)、公的宿泊施設(0.8%)、民間のホテル・旅館(11.5%)、その他(4.9%)

【図表 16：福祉避難所の指定パターン】

## 福祉避難所の指定のパターン

福祉避難所の指定にあたっては、大きく次のようなパターンが想定される。



## ウ 福祉避難所の指定及び公示

### (ア) 指定

市町村は、次の指定基準に適合する施設を選定し、指定する。

避難所は衛生状態の悪化や、集団生活を営むことから、感染症が発生しやすい状況にあるほか、感染症が拡大し集団発生につながるおそれがあることから、平時から可能な限り多くの福祉避難所を確保するとともに、ホテルや旅館の活用等を検討する。

#### ○福祉避難所の指定基準

##### ○災害対策基本法（指定避難所の指定）

第 49 条の 7 市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民（以下「被災住民」という。）その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ）の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。

##### ○災害対策基本法施行令（指定避難所の基準）

第 20 条の 6 法第 49 条の 7 第 1 項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 1 避難のための立退きを行った居住者等又は被災者を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- 2 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- 3 想定される災害による影響が比較的小さい場所にあるものであること。
- 4 車両その他の運搬手段による輸送が比較的小さい場所にあるものであること。
- 5 主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。

○災害対策基本法施行規則（令第20条の6の内閣府令で定める基準）

第1条の9 令第20条の6の内閣府令で定める基準は、次のとおりとする。

- 1 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
- 2 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
- 3 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

○福祉避難所ガイドライン(R3.5改定) p15

- ◆ 施設自体の安全性が確保されていること。
  - ・耐震性が確保されていること。[地震]
  - ・原則として、土砂災害特別警戒区域外であること。[土砂災害]
  - ・浸水履歴や浸水予測等を踏まえ、浸水した場合であっても、一定期間、要配慮者の避難生活のための空間を確保できること。[水害]
  - ・近隣に危険物を取り扱う施設等がないこと。
- ◆ 施設内における要配慮者の安全性が確保されていること。
  - ・原則として、バリアフリー化されていること。
  - ・バリアフリー化されていない施設を指定する場合は、障害者用トイレやスロープ等設備の設置、物資・器材の備蓄を図ることを前提とすること。
- ◆ 要配慮者の避難スペースが確保されていること。
  - ・要配慮者の特性を踏まえ、避難生活に必要な空間を確保すること。

## (イ) 公示

市町村は、福祉避難所を指定したときは、その名称、所在地及び当該指定福祉避難所に受け入れる被災者等を特定する場合にはその旨のその他市町村長が必要を認める事項を公示する。

○福祉避難所ガイドライン(R3.5改定) p19～20

指定福祉避難所の受入対象者は、特定された要配慮者とその家族のみが避難する施設であることを公示すること。指定福祉避難所で受入対象者を（要配慮者の一部と特定せず）要配慮者全体とする場合でも、受入を想定していない被災者等が避難してくることをないよう、受入対象者は要配慮者とその家族である旨を公示することが適切である。

## エ 福祉避難所の指定に当たっての留意事項

### (ア) 福祉避難所の量的確保

市町村は、指定一般避難所の整備状況や地域の要配慮者の状況等を総合的に勘案し、指定目標を設定する。また、避難所は感染症が発生しやすく、拡がりやすい環境にあるため、可能な限り多くの福祉避難所を確保するとともに、ホテル、旅館の活用等を検討する。

○避難所取組指針(R4.4改定) p10

- ① 指定福祉避難所は、指定一般避難所では生活することが困難な要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制を整備するものであり、障害等の特性に配慮し、必要数確保されること望ましいこと。
- ② 必要な人員の確保という観点から老人福祉センター、障害福祉施設及び特別支援学校等の施設（以下「社会福祉施設等」という。）を活用することが望ましいこと。

○福祉避難所ガイドライン(R3.5改定) p18

あらかじめ指定した指定福祉避難所のみでは量的に不足すると見込まれる場合は、公的宿泊施設、旅館、ホテル等と協定を締結し借り上げるなど事前に対応する。

○福祉避難所ガイドライン(R3.5改定) p17

指定福祉避難所の指定目標については、要配慮者や同居家族の生活圈やコミュニティとの繋がりに配慮し、設定することとする。

### (イ) 民間の社会福祉施設等を指定する場合

市町村は、特別養護老人ホーム等の入所居住型施設について、災害時において福祉避

難所として利用した場合に、入所者の処遇に大きな支障が生じないかどうか確認する必要がある。

○福祉避難所ガイドライン(R3.5改定) p18

特別養護老人ホーム等の入所居住型施設については、災害時において指定福祉避難所として利用した場合に、入所者の処遇に甚大な支障がないかどうかを確認する。

## オ 福祉避難所の周知

市町村は、あらゆる媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を広く住民に周知する。特に、要配慮者及びその家族、自主防災組織、支援団体等に対して周知徹底を図る必要がある。

また、人工呼吸器や喀痰吸引装置等使用のための発電設備等、避難所が有する設備について情報提供を行う必要がある。

○避難所取組指針(R4.4改定) p11

指定福祉避難所を指定した場合は、その施設の情報(施設の名称、場所、特定した受入対象者、収容可能人数、提供可能な支援内容、設備内容等)や避難方法について、分かりやすいパンフレット等を作成したり、福祉団体・福祉事業所・医療機関とも連携を図ったりするなど、要配慮者やその家族を含む地域住民に対し周知すること。

○福祉避難所ガイドライン(R3.5改定) p21

市町村は、あらゆる媒体を活用し、指定福祉避難所の名称、受入対象者等に関する情報を広く住民に周知する。特に、要配慮者及びその家族、自主防災組織、支援団体等に対して、周知徹底を図る。

## カ 福祉避難所の施設整備等

市町村は、施設管理者と連携し、当該施設が福祉避難所として機能するため、次に掲げるような必要な整備を実施する必要がある。

- ・人工呼吸器・酸素供給装置を使用している呼吸器機能障がい者や難病患者等を受け入れる場合は、電源の確保が必要である。また、介護、処置、器具の洗浄等で清潔な水を必要とすることから、水の確保が必要となる。

- ・自己注射など特別な薬剤を使っている者への配慮として、薬品を安全に管理できる冷蔵庫又は冷蔵スペースの確保を行う。

- ・避難所において、要配慮者の不安を取り除くとともにニーズを把握するためには、情報を確実に伝達したり、コミュニケーションを確保することが重要となる。要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段を用意することが必要であり、各避難所には最低限、ラジオ(地デジ対応型等)とテレビ、筆談用の紙と筆記用具を準備しておくとともに、文字放送対応テレビやファクシミリの確保にも努める。

○福祉避難所ガイドライン(R3.5改定) p24【整備例】

- 段差の解消、スロープの設置、手すりや誘導装置の設置、障害者用トイレの設置など施設のバリアフリー化
- 通風・換気の確保
- 冷暖房設備の整備
- 非常用発電機の整備
- 情報関連機器(ラジオ、テレビ、電話、無線、ファクシミリ、パソコン、電光掲示板等)
- その他必要と考えられる施設整備

○道による独自の支援制度

○北海道地域づくり総合交付金

・福祉環境整備促進事業）〔道〕

障がい者、高齢者、妊産婦など行動上制限を受ける人々が自由に行動し、様々な分野における社会参加の機会の拡大を図ることができるよう、北海道福祉のまちづくり条例（平成9年条例第65号）に基づき、既存の建築物、道路、公園等の公共的施設の改善、整備を行う場合に要する経費に対する助成

・福祉避難所機能確保促進事業）〔道〕

市町村が「福祉避難所」となり得る様々な施設の管理者と連携し、当該施設が「福祉避難所」として機能するために必要とされる設備の整備、又は、当該施設における避難生活に必要な物資・器材の確保・備蓄等を行う場合に要する経費に対する助成

〈交付金の活用実績（器材の確保）〉

・発電機・投光器・石油ストーブ・薪ストーブ・避難所用間仕切りセット・避難所用仮設ルーム

## キ 福祉避難所における備蓄等

市町村は、要配慮者のためのポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、視覚や聴覚機能に障がいのある人にも対応した情報伝達機器等の資機材や、日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、介護用品等の生活支援物資を必要数確保するため、平時における備蓄や、発災時における調達体制の構築等に関する必要な取組を推進すべきである。

物資・器材の備蓄については、災害発生当初の段階ですぐに物資・器材を調達することは困難であると想定されることから、市町村においては、あらかじめ、施設管理者と連携し、要配慮者の状況やニーズに応じて物資を確保・提供ができるよう事業者と物資の調達や輸送等に関する協定について、充実・強化を図る必要がある。

さらに、市町村は、要配慮者に対して、食物アレルギー対応食品のほか、高齢者や乳幼児、女性等の紙おむつや粉ミルク、介護食、生理用品等の確保を図るとともに、施設管理者と協議した上で、物資・器材の管理場所、備蓄物資の内容、管理者、管理方法、点検方法等についてもあらかじめ定めておくことが望ましい。

また、災害時は、生活環境や衛生状態の悪化などにより、感染症の拡大リスクが高まることから、平時から手指消毒液、石鹸、ウェットティッシュ、ペーパータオル、使い捨てマスク、手袋等の備蓄に努めるほか、避難者自らが持参するもの（マスク、体温計等）について周知しておくことが望ましい。

○避難所取組指針(R4.4改定) p11

### (1) 食料・飲料水の備蓄

指定避難所として指定した施設には、あらかじめ応急的に必要と考えられる食料・飲料水の備蓄に努めること。また、指定した避難所に食料・飲料水を備蓄しない場合は、指定避難所が開設された場合に備えて、食料・飲料水の供給計画を作成すること。

その際、食物アレルギーを有する避難者にも配慮し、アルファーマ等の白米と牛乳アレルギー対応ミルク等を備蓄すること。なお、備蓄食料については、近年の食生活の向上と保存食の多様化を踏まえ、乾パン等の画一的なものにならないよう検討すること。食物アレルギー対応食品等についても、必要な方に確実に届けられるなど、要配慮者の利用にも配慮すること。また、避難所を運営する職員の食料等の確保を検討しておくこと。

### (2) その他備蓄品の備蓄等

被災者の生命、身体の保護を優先とし、次に示した備蓄品の備蓄を検討しておくこと。また、備蓄品の品目、所在、配付方法については、事前に市町村のホームページや広報等で公開することが望ましいこと。

② 高齢者、乳幼児、女性等に配慮し、紙おむつや生理用品を備蓄しておくこと。

③ 避難所の感染症予防のため、マスクや手指消毒液をはじめ、必要な備品等を備蓄しておくこと。

○備蓄物資・器材の例

○介護用品、衛生用品、生理用品

○飲料水、要配慮者に配慮した食料（乳幼児用の粉ミルク・離乳食、食物アレルギーの避難者のためアルファーマ等の白米と牛乳アレルギー対応ミルク、嚥下障がい等のための特別な対応に要するものを含む。）、毛布、タオル、布団等の寝具、下着、衣類、靴、サンダル、傘、電池

○石鹸、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレトペーパー等の日用品

○医薬品、消毒薬、マスク、体温計、パーティション等の衛生環境対策等として必要な物資

○洋式ポータブルトイレ、ベッド、担架、パーティション

○車いす、歩行器、歩行補助つえ、補聴器、収尿器、ストーマ用装具、気管孔エプロン、酸素ボンベ等の補装具や日常生活用具等  
○その他の福祉避難所として機能するために必要と考えられる物資・器材

○道による独自の支援制度

○北海道地域づくり総合交付金（福祉避難所機能確保促進事業）〔道〕  
〈交付金の活用実績（物資の確保）〉  
・毛布・マット・ミルク・ほ乳瓶・紙おむつ（乳幼児用、大人用）・備蓄米・備蓄パン・飲料水・缶詰・生理用品・乳幼児用粉ミルク・ほ乳瓶・離乳食・折りたたみベッド・災害用救急セット・消毒液・サージカルマスク・嚥下障害用トロミアップ・ロウソク・乾電池・歯ブラシ・歯磨き粉・ラップ・ティッシュ・湯たんぽ・滅菌ガーゼ・サージカルテープ・カーペット・災害用寝具一式・防災用タオルケット・カセットコンロ・緊急用簡易トイレ業務用・ワンタッチトイレテント・使い捨てカイロ・防寒具

## ク 人材の確保等

市町村は、要配慮者の避難生活を支援するために必要となる専門的人材の確保に関して、支援の要請先リストを整備するとともに、関係団体・事業者と協定を締結するなど、災害時において人的支援を得られるよう連携を図ることが必要である。

とりわけ、福祉避難所においては、おおむね 10 人の要配慮者に 1 人の生活相談職員（要配慮者に対して、生活支援・心のケア・相談等を行う上で、専門的な知識を有する者）等を配置する必要があることから、道による独自の支援制度【北海道災害派遣ケアチーム（DCAT）】の活用等も含め、専門人材の確保が重要である。

○道による独自の支援制度（H23～）

○北海道災害派遣ケアチームの活用〔道〕  
災害救助法が適用される地震などの自然災害時において、被災地の市町村等から福祉避難所等に配置する生活相談職員の派遣要請を受けたときは、北海道災害派遣ケアチーム（社会福祉施設等の専門職員により編成）を派遣し、要配慮者への心理的ケアを含む被災者相談や福祉的支援等を実施する。〔北海道災害派遣ケアチーム設置運営要綱参照〕

### （ア） ボランティアの養成・受入

市町村は、災害時のボランティアについて、道及び市町村のボランティアセンターが行う事業等を通じて養成・研修に取り組むとともに、災害時における福祉避難所へのボランティアの受入方針について検討しておく必要がある。

○道による独自の支援制度

○北海道災害ボランティアセンター運営活性化等事業（災害ボランティアコーディネーター養成・資質向上研修会〔(社福)北海道社会福祉協議会〕

### （イ） 移送手段の確保

市町村は、地域の一般避難所から、福祉避難所への要配慮者の移送、あるいは、福祉避難所から緊急に入所施設等へ移送することに関して、要配慮者の状態に配慮した適切な移送手段を確保できるよう、福祉車両・救急車両・一般車両等の調達先リストの整備を図る必要がある。

## ケ 福祉避難所と社会福祉施設、医療機関等との連携

### （ア） 福祉避難所の設置・運営に係る連携強化

市町村は、専門的人材の確保や器材等の調達、緊急入所等に関して、社会福祉施設や医療機関等の協力が必要となることから、あらゆる機会を通じて、平時から連携を図る必要がある。

## (イ) 緊急入所等への対応

### a 入所可能施設等の把握

市町村は、在宅での生活の継続が困難な要配慮者や、指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者については、緊急入所、緊急ショートステイ等で対応する必要がある。このため、市町村は、緊急入所等が可能な施設を把握し整理する必要がある。

### b 社会福祉施設との連携

市町村は、社会福祉施設と事前に協議を行い、要配慮者の緊急入所について協定を締結するなどの連携を図る必要がある。

### c 医療機関・関係団体との連携

市町村は、要配慮者の症状の急変等により、医療処置や治療が必要になった場合は、医療機関に移送する必要があることから、平時から医療機関及び関係団体との連携を図る必要がある。

## コ 福祉避難所の運営体制の事前整備

### (ア) 要配慮者支援班の事前設置等

#### a 横断的な組織の設置

市町村は、防災担当部局と福祉部局を中心とした横断的な組織として、災害時要配慮者支援班を設置することが望ましく、また、必要に応じて、自主防災組織、支援団体、社会福祉施設等福祉関係者、医師・保健師・看護師等の保健医療関係者、民生委員、ボランティア等をメンバーとする協議会等を設置することが望ましい。

#### b 避難所担当の指名等による体制整備

市町村は、災害時において、福祉避難所の速やかな開設及び運営を行うことができるよう、あらかじめ、福祉避難所担当職員を指名したり、福祉避難所担当職員の指名ができない場合には、福祉避難所担当課・係を定めておくなどの体制整備が望ましい。

### (イ) 福祉避難所の運営体制の事前準備

避難後の避難生活においては、感染症対策や熱中症対策などの保健、医療的な対応の重要性の高まりを踏まえ、保健、医療的な質の確保に向け対応をするとともに、視覚や聴覚機能等に障がいのある人への情報保障や知的障がいや発達障がいがある人へのコミュニケーション支援、ピア・サポートの観点から配慮など避難者の状況に応じた福祉的な面での質の確保を図る。

#### a 福祉避難所（社会福祉施設等）における運営体制の整備

社会福祉施設等において福祉避難所を運営する場合、当該施設の職員の負担が重くなるため、早急に専門的人材の確保をする必要がある。そのため、市町村は、福祉避難所担当職員の配置、専門的人材やボランティアの確保・配置を行うことにより、その体制の充実を図るために、平時から関係機関との連携強化を図ることが重要である。

#### b 関係団体・事業者との連携

市町村は、上記(ア)に併せて、災害時において有資格者等を確保し、要配慮者班として活動してもらえよう、事前に関係団体・事業者と協定を締結するなど、協力を依頼することが重要である。

#### **サ 福祉避難所の運営訓練等の実施**

市町村においては、職員、自主防災組織、地域住民、要配慮者及びその家族、社会福祉施設等、幅広い関係者が参加し、学ぶ機会を設けるため、要配慮者支援対策に関する研修会・勉強会を開催する。また、市町村は、まち歩きや防災拠点、ワークショップや図上訓練などを通じて、地域における要配慮者支援のあり方などについて検討する機会を設けることが重要である。

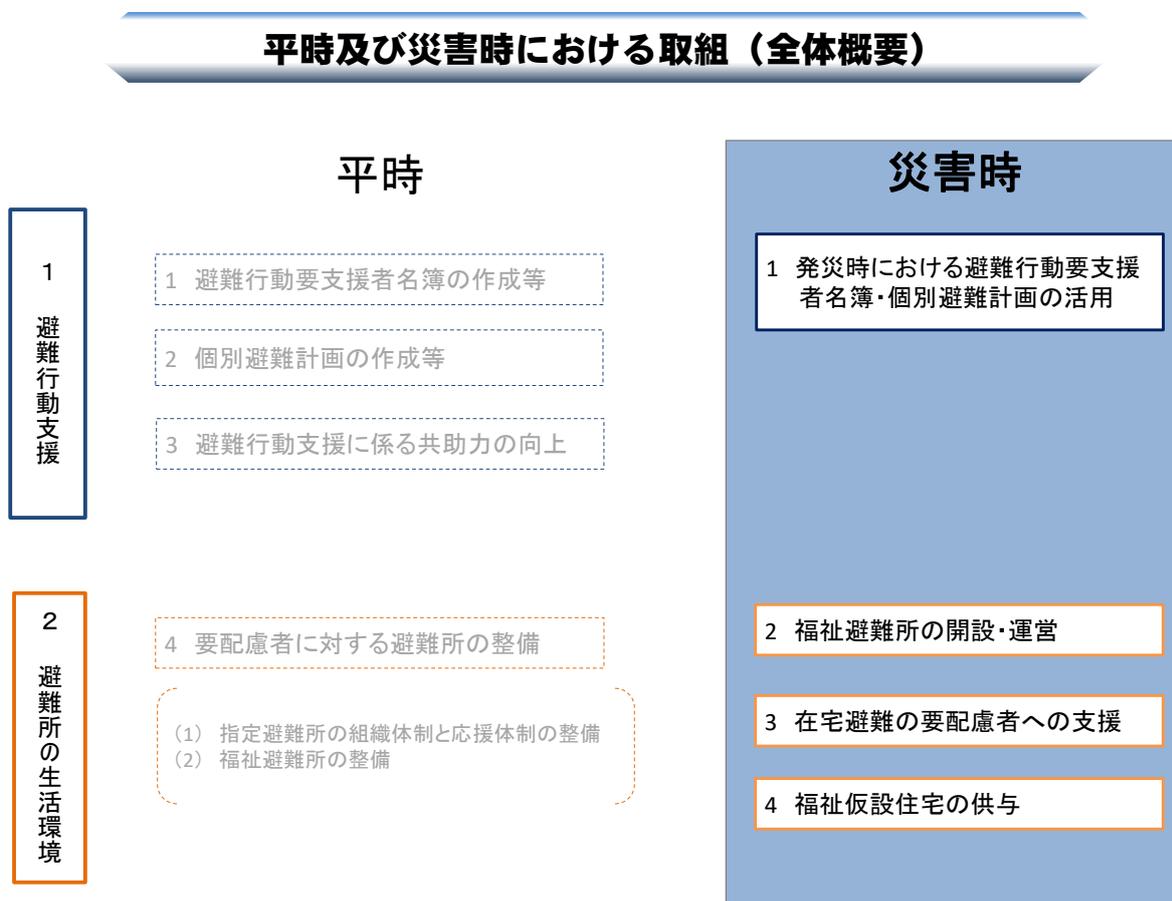
#### **シ 福祉避難所の普及啓発**

市町村は、災害時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、平時から要配慮者本人やその家族、支援者、福祉・保健・医療関係者等に、要配慮者対策や防災対策、福祉避難所の目的やルール等に関する知識を普及する必要がある。

また、福祉避難所の開設施設を広く公表すると、対象者・非対象者を問わず、多くの被災者が直接避難する恐れがあることから、福祉避難所の対象者や位置付けに関する住民への普及啓発に取り組む必要がある。

# 第6 災害時における取組

【図表 17：平時及び災害時における取組（全体概要）】



# 1 発災時における避難行動要支援者名簿・個別避難計画の活用

## (1) 避難のための情報伝達

### ア 警戒レベル3高齢者等避難の発令・伝達

「警戒レベル3高齢者等避難」は、災対法第56条第2項を根拠規定としており、市町村長が、避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が安全に避難できるタイミング等の早めの避難を促すための情報提供をするなど、要配慮者が円滑かつ迅速に避難できるよう配慮することとしている。この規定に基づき、市町村長は警戒レベル3高齢者等避難を発令し、避難に時間を要する高齢者等の避難を促す必要がある。

また、普段から避難行動要支援者名簿の作成等を通じて、要配慮者の把握に努めるとともに、要配慮者・支援者に対して着実に災害に関する情報が伝達されるよう、防災マップや防災訓練等を通じて、災害に関する情報の住民等への伝達経路や伝達手段、情報の入手方法等について周知を図る必要がある。

○避難行動支援指針（R3.5改定） P.52・P104

市町村は、災害時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう「避難情報に関するガイドライン」を参考に、避難情報の発令及び伝達に関する事項を地域防災計画に定めた上で、災害時において適時適切に発令及び伝達すること。

警戒レベル等は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難に当たって重要な情報である。避難行動要支援者の中には避難等に必要情報を入手できれば、自ら避難行動の準備を行うことが可能な者もいる。そのため、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、

- ・高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにすること
  - ・同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること
  - ・高齢者や障害者等に合った、必要な情報を選んで流すこと
- など、その情報伝達について、特に配慮すること。

### イ 多様な手段の活用による情報伝達

避難指示等の伝達に当たっては、従前から防災行政無線や広報車、消防団等による呼びかけが行われてきたところであるが、視覚や聴覚機能に障がいがある方へも確実に情報を伝達するため、緊急速報メール、テレビ、ラジオ（地デジ対応型等）、インターネットなどあらゆる手段を活用し、情報の伝達手段の多様化を図っていくことが重要である。

また、平常時から定期的に設備等のメンテナンスを行い、災害時に使用可能な状態が維持されている必要がある。

○避難行動支援指針（R3.5改定） P.52～53・P104

災害時、特に津波警報等の発表時においては、緊急かつ着実な避難指示が伝達されるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線（戸別受信機）や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用し、緊急速報メールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせること。

また、避難行動要支援者の中には、避難行動に必要な情報を入手できれば、自力で避難行動をとることができる者もいる。多様な情報伝達の手段を用いることは、避難支援等関係者の負担を軽減することにもつながることから、市町村においては、多様な情報伝達の手段を確保すること。

さらに、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達も活用するなど、多様な手段を活用して情報伝達を行うこと。

## (2) 避難行動要支援者の避難支援

### ア 避難行動要支援者名簿・個別避難計画の活用方法

避難行動要支援者名簿は、避難支援、安否確認、発災後の生活支援等の用途があり、そうした用途も踏まえ、状況に応じて適切に活用することが重要である。

### イ 避難支援等関係者等の対応原則

避難支援等関係者等は、避難行動要支援者名簿・個別避難計画に基づいて避難支援等を行う。

○避難行動支援指針（R3.5改定） P.56

避難支援等関係者は、名簿情報の提供について条例による特別の定めがある場合、又は、平常時から名簿情報を提供することに避難支援等関係者の同意を得られた場合の避難支援については、名簿情報に基づいて避難支援を行うこと。

○避難行動支援指針（R3.5改定） P.107

避難支援等関係者は、避難行動要支援者の避難支援等については、個別避難計画に基づいて避難支援等を行うこと。個別避難計画については、計画に基づく避難支援等が必ず実施されることを保証するものではない。このことから、計画作成主体である市町村や、福祉専門職や社会福祉協議会など個別避難計画の作成事務の一部を受託等した者、民生委員や自主防災組織など個別避難計画作成等関係者、避難行動要支援者の避難を支援する者等に対し、その結果について法的な責任や義務を負わせるものではなく、あくまで避難の円滑化や避難行動への支援の可能性を高める性格のものとして周知することが適当である。

### ウ 避難支援等関係者等の安全確保の措置

東日本大震災では、災害応急対策に従事する者の献身的な活動により多くの人命を救えた一方、災害現場では少なくない数の者が犠牲となったことから、こうした教訓を踏まえ、今後発生が予想される大規模広域な災害等に備え、避難支援等関係者の安全確保の措置を決めておく。

○避難行動支援指針（R3.5改定） P.56・P107

避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提である。そのため、市町村等は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮すること（法50条第2項）。

地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を自主防災組織や自治会などの地域の関係者に説明するとともに、地域で避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めておくこと。

避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難行動要支援者本人が、想定される災害の状況を正しく認識し、避難が必要であることや無事に避難し得ること等の理解は、平常時に避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階で得ておくこと。

避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めるに当たっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、計画を作り、周知することが適切である。その上で、一人一人の避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらうことと合わせて、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうこと。

### エ 避難行動要支援者名簿・個別避難計画情報の提供を受けた者に係る守秘義務の考え方

避難行動要支援者名簿・個別避難計画情報の提供を受けた者が、災害時に、避難行動要支援者の避難支援等に必要な応援を得るため緊急に避難行動要支援者名簿・個別避難計画情報を近隣住民等に知らせるような場合は、「正当な理由」に該当すると考えられるため、災対法における守秘義務違反には当たらない。なお、避難支援等の応援を得ることを目的とした場合であっても、災害が現に発生していない平常時から他者に避難行動要支援者名簿・個別避難計画情報を提供することは、「正当な理由」に該当しない。

## オ 避難行動要支援者名簿・個別避難計画の活用による避難支援

### (ア) 不同意者を含む避難行動要支援者名簿・個別避難計画の提供

災害時において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に避難行動要支援者名簿・個別避難計画情報を提供できる。

個別避難計画を作成している者は、個別避難計画に基づき避難支援がなされることが基本である。

避難行動要支援者名簿・個別避難計画情報の提供に当たり、市町村においては、予想される災害の種別や規模、予想被災地域の地理的条件や過去の災害経験等を総合的に勘案し、「避難行動要支援者の生命・身体を保護するために特に必要がある」か否かを適切に判断するよう留意する必要がある

○避難行動支援指針（R3.5改定） P.57～58

災害時において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる（法49条の11第3項）。

そのため、市町村は、避難支援等関係者への情報提供に同意していない者についても、避難支援等関係者その他の者に対し、可能な範囲で支援を行うよう協力を求めることができることとなっている。ただし、発災時等であれば無条件に認められるものではなく、例えば、大雨で河川が氾濫するおそれがある場合に、浸水する可能性がない地区に居住する同意のない避難行動要支援者の名簿情報まで一律に提供することは適切ではない。そのため、市町村は予想される災害種別や規模、予想被災地域の地理的条件や過去の災害経験等を総合的に勘案し、同意のない避難行動要支援者名簿の情報を提供することが適切かを判断するよう留意すること。

（平成25年通知IV5（3）③イ）

○避難行動支援指針（R3.5改定） P.109～110

本項（災対法第四十九条の十五第三項）は、災害により避難行動要支援者の生命又は身体に具体的な危険が迫っている状況下においては、個人情報の利用による利益が個人情報の保護による利益に優越するとの判断に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合であって、避難行動要支援者の生命・身体を保護するために特に必要があると認めるときは、市町村長は、避難行動要支援者等の同意を得ることを要せず、個別避難計画情報を外部提供できることを定めたものである。

災害時には、第2項による事前提供と同様の「避難支援等関係者」や（地域防災計画に避難支援等関係者として定められていない場合でも）「その他の者」として、避難支援等への協力が得られる企業や団体にも提供が可能である。

（令和3年通知第一Ⅱ1（3）③）

作成した個別避難計画を適切に活用し、避難行動要支援者の生命・身体を災害から保護するために、個別避難計画情報が地域の支援者等にも適切に提供され、個別避難計画情報が最大限活用されるよう、災害時の市町村外部への提供について、各市町村においては適切に対応することが重要である。そのため、市町村長は、避難支援等関係者への情報提供に同意していない者についても、避難支援等関係者その他の者に対し、可能な範囲で支援を行うよう協力を求めることができることとなっている。

本項に基づく個別避難計画情報の外部提供は、発災時等であれば無条件に認められるものではない。例えば、大雨で河川が氾濫するおそれがある場合に、浸水予想区域内にいる避難行動要支援者の個別避難計画情報を同意なく外部提供することは本項の趣旨に合致すると考えられるが、およそ浸水の可能性がない地区に居住する避難行動要支援者の分までも同意なく一律に提供するようなことは適当でない。

市町村においては、本項の趣旨を十分に踏まえ、予想される災害の種別や規模、予想被災地域の地理的条件や過去の災害経験等を総合的に勘案し、「避難行動要支援者の生命・身体を保護するために特に必要がある」か否かを適切に判断するよう留意されたい。

### (イ) 不同意者を含む避難行動要支援者名簿・個別避難計画の提供先

地域防災計画で定められる「避難行動要支援者」（消防機関、自主防災組織等）のほか、避難支援等の実施等に必要な限度で、「その他の者」として、災害発生後に被災地に派遣された自衛隊の部隊や他の都道府県警察からの応援部隊、避難支援等への協力が得られる企業や団体、さらには、避難行動要支援者の安否確認を迅速に行うため、福祉事業者、障がい者団体等に個別避難計画情報を提供することが考えられる。

#### (ウ) 不同意者を含む避難行動要支援者名簿・個別避難計画の情報漏えいの防止

発災時に、本人の同意の有無に関わらず、緊急に避難行動要支援者名簿・個別避難計画情報を提供する場合、あらかじめ地域防災計画において定められた避難支援等関係者のみならず、平常時から名簿情報を保有していない者に対しても名簿情報を提供することが考えられる。そのため、これらの者が適正な情報管理を図るよう、市町村においては、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう努めることが求められる。

### (3) 避難行動要支援者の安否確認の実施

市町村においては、安否確認を行う際に、避難行動要支援者名簿を有効に活用すること。

○避難行動支援指針（R3.5改定） P.58～59

自宅に被害がなく、避難行動要支援者が無事であっても、介護者や保護者が外出先で被災し、行方不明となり、支援者がいなくなること、また、介護者自身も負傷や高齢、障害により発災時は支援が必要となることも想定される。そういった状況やライフラインの供給が止まるなどした場合、せっかく助かった避難行動要支援者であっても、その後の自力生存が困難となり、その命までも失われかねない。

そのため、安否未確認の避難行動要支援者がいる場合には、市町村は、避難行動要支援者名簿を活用し、在宅避難者等の安否確認を進めること。

また、安否確認を行ったが、応答がない場合には、現地に最寄りの避難所から人を派遣するなどにより状況を把握するなどして、避難所への移動等の必要な支援を行い、救える命が失われないように必要な対応をすること。

### (4) 避難先に到着して以降の避難行動要支援者への対応

発災時に助かった避難行動要支援者の命が、その後の避難生活において配慮が足りなかったために失われるといったことがないように留意する必要がある。そのため、市町村においては、地域の実情や特性を踏まえつつ、以下の事項を参考としながら、避難後の避難行動要支援者の支援を行う必要がある。

#### ア 避難行動要支援者の引継

避難行動要支援者名簿・個別避難計画情報が避難先において、避難支援等関係者から避難先の責任者に引き継がれるよう、その方法等について、あらかじめ地域防災計画等に規定し、避難行動要支援者の引継ぎを行うことが適切である。

その際、避難行動要支援者名簿・個別避難計画情報が避難生活の支援に活用できるよう引継ぐことが適切である。

#### イ 避難行動要支援者の他の避難所等への移送

避難行動要支援者が他の避難所等に移送されることが必要なときには、当該避難行動要支援者を一時的に避難したところから速やかに福祉避難所等に移送できるよう、あらかじめ移送に係る事業者と避難行動要支援者の移送について協定を結び、作成・活用方針等に定めることが考えられる。

避難行動要支援者名簿の作成のみで個別避難計画が作成されていない場合は、最寄りの一般避難所等に到着したが、そこが本人にとって避難生活を送ることが困難な場合に、

現在いるところから福祉避難所等に移動が必要となる場合などが想定される。

また、個別避難計画が作成され、福祉避難所への直接避難を予定している場合であっても、不測の事態等により、予定した避難先に到着できなかった等の場合に、一時的に避難したところから福祉避難所等に移動が必要となる場合などが想定される。

## ウ 避難先へ到着後の対応

避難先等に到着して以降の局面については、市町村が、被災者支援に関するアセスメント調査票や被災者台帳も活用して要配慮者の情報を防災・福祉・保健・医療などの各分野の関係者で共有し、関係各分野の施策や取組を連携させて支援することが重要である。

○避難行動支援指針（R3.5改定） P.60～61・P111

避難先等に到着して以降の局面については、市町村が、被災者支援に関するアセスメント調査票や被災者台帳も活用して要配慮者の情報を防災・福祉・保健・医療などの各分野の関係者で共有し、関係各分野の施策や取組を連携させて支援することが重要である。

具体的には、関連施策である、①都道府県保健医療調整本部による対応、②災害派遣福祉チーム(DWAT)による対応、③被災者見守り・相談支援事業、④地域福祉計画に基づく対応、⑤居宅介護支援事業者や相談支援事業者等の福祉事業者による業務継続計画に基づく対応などと関連づけていく必要がある。

## 2 福祉避難所の開設・運営

### (1) 福祉避難所の開設

市町村は、災害が発生し、必要と認められる場合には、直ちに福祉避難所を開設し、福祉避難所に避難することが必要な要配慮者を避難させることが重要である。

福祉避難所には、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者を優先して受け入れる必要があることから、健常の被災者を受け入れないようにする。ただし、要配慮者の家族や要配慮者の介護等の支援を行う者は、避難状況等を勘案の上、必要に応じて福祉避難所に避難させて差し支えない。

避難行動要支援者に対しては、個別避難計画等により避難支援等実施者が避難支援を行うこととなるが、必要に応じて過度の負担とならない範囲で福祉避難所を開設する施設等の協力を得る。

#### ア 災害の発生と福祉避難所の開設

災害救助法が適用され、道から救助事務の委任を受けた市町村は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、福祉避難所の開設が必要と判断される場合には、速やかに福祉避難所を開設する必要がある。

#### イ 福祉避難所の周知

市町村は、職員はもとより、要配慮者及びその家族、自主防災組織、地域住民、支援団体等に対し、福祉避難所の開設状況や避難の方法（市町村によっては、一般避難所からの二次避難先として福祉避難所を開設）に関する情報を伝達する必要がある。

具体的には、開設施設を広く公表する手法や、個別に周知する手法が考えられるが、福祉避難所は公的施設を指定したものや、民間施設との協定に基づき指定したものなどその態様は様々であることから、市町村の実情に即した手法により、周知されるべきである。

#### ウ 対象者の受入

市町村においては、受入体制が整い次第、福祉避難所の対象となる者を受け入れる。また、あらかじめ指定した福祉避難所のみでは、その受入体制に不足が生ずる場合には、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借上げなどにより、その受入れを実施する。

また、災害発生時においては、指定一般避難所に避難してきた者が福祉避難所の対象者となるかを判断するためには、ある程度の専門性が必要となるが、災害発生直後はそのような専門性をもった人的資源を得ることは難しい場合があり、東日本大震災においても、判断に迷うことが多数生じている。最近の研究においては、特別な知識がなくとも、スクリーニングすることができる判断基準が示されているため、これらを活用し、災害時の判断基準とすることが重要である。

## 【スクリーニングの例】

	区分	判断基準		避難・ 搬送先例
		概要	実例	
1	治療が必要	・治療が必要 ・発熱、下痢、嘔吐	・酸素 ・吸引 ・透析	病院
2	日常生活に 全介助が必要	・食事、排泄、移動が一人で できない	・胃ろう ・寝たきり	福祉避難所
3	日常生活に 一部介助や 見守りが必要	・食事、排泄、移動の一部に介 助が必要 ・産前・産後・授乳中 ・医療処置を行えない ・3歳以下とその親 ・精神疾患がある	・半身麻痺 ・下肢切断 ・発達障害 ・知的障害 ・視覚障害 ・骨粗しょう症	個室 <sup>注1</sup>
4	自立	・歩行可能、健康、介助がいら ない、家族の介助がある	・高齢者 ・妊婦	大部屋

注1：個室とは、体育館以外の教室等を指す。

日本赤十字看護大学 国際・災害看護学領域 小原真理子氏 資料をもとに作成した例

## エ 福祉避難所の開設期間

福祉避難所を含む避難所の開設期間は、原則として、「災害発生の日から7日以内」である。ただし、やむを得ず、7日間の期間内で避難所を閉鎖することが困難なときは、道を通じて、必要最小限の期間の延長を国（内閣府）と協議する。

## （2）福祉避難所の管理・運営

### ア 担当職員の派遣

市町村は、福祉避難所を開設したときは、福祉避難所担当職員を派遣する必要がある。また、大規模災害発生当初は、24時間の対応が必要な場合も考えられることから、必ず、福祉避難所担当職員の交代要員を確保する。なお、発災当初には、福祉避難所に派遣する職員を確保できない場合があるため、施設管理者等の協力を得て対応を図る必要がある。

### イ 関係者等との協力・連携

市町村は、自主防災組織や福祉関係者、避難支援関係者等の協力を得つつ、避難所の要配慮者班に従事する者の確保に努め、福祉避難所運営組織と連携を図る必要がある。

### ウ 福祉避難所の運営体制の整備及び活動支援

福祉避難所の設置及び管理に関しては、施設管理者に委託することになることから、市町村は、道と連携し、福祉避難所と災害対策本部等との連絡調整、ボランティアの調整等を行う福祉避難所担当職員を配置するとともに、福祉避難所への専門的人材（保健師、看護師、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、ヘルパー、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員等）やボランティアの配置を行う必要がある。

## エ 福祉避難所における要配慮者の支援

### (ア) 避難者名簿の作成・管理

市町村は、福祉避難所に避難している避難者の名簿を作成（随時更新）する必要がある。

### (イ) 相談窓口の設置

市町村は、要配慮者の在宅避難の人も含め、様々な避難者の意見を吸い上げるため、福祉避難所に相談窓口を設置する必要がある。

○避難所取組指針(R4.4改定) p24

#### 11 相談窓口

- (1) 高齢者、障害者、医療的ケアが必要な者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、外国人等の要配慮者や在宅の人も含め、様々な避難者の意見を吸い上げるため、相談窓口を設置すること。その際、高齢者や障害者等の女性が安心して相談できるようにするため、窓口には女性を配置することが適切であること。
- (2) また、そうして把握した被災者のニーズについて、避難所において対応できない場合は、必要に応じ、避難所の責任者から市町村へ、市町村でも対応できない場合は、都道府県へと適切に伝えていく仕組みを構築すること。

## オ 福祉サービス等の提供

市町村は、福祉サービス事業者等と連携を図り、福祉避難所に避難している要配慮者に対して必要な福祉サービスを提供する必要がある。

○避難所取組指針(R4.4改定) p19

#### 5 指定福祉避難所の管理・運営

指定福祉避難所においては、要配慮者の特性に応じた福祉用具、資機材等を備えておき、日常生活に必要な支援を適切に行うとともに、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるよう配慮すること。

○福祉避難所ガイドライン(R3.5改定) p41

指定福祉避難所におけるホームヘルパーの派遣等、福祉各法による在宅福祉サービス等の提供は、福祉各法による実施を想定している。(災害救助法による救助としては予定していない。)

## カ 応援体制の整備

市町村は、大規模災害時など、被災市町村の職員のみでは救助要員が不足する場合は、道はもとより、北海道災害派遣ケアチーム(DCAT)や他の地方公共団体・国等に対し、速やかに、応援要請を行うことが重要である。

○避難所取組指針(R4.4改定) p19

#### 6 応援体制の整備

- (1) 応援要請
  - ① 被災市町村の職員のみでは救助要員が不足する場合には、速やかに都道府県に対し、避難所を運営する職員その他、要配慮者の状態等を鑑み、介護を行う者(ホームヘルパー等)、手話通訳者、通訳介助者等の必要な職員の応援派遣を要請すること。
  - ② 医師、歯科医師、看護師等の医療関係者や、社会福祉士等の専門職種については、別途、全国単位や都道府県単位で職能団体が独自の人的支援スキームを設けているものもあることから、都道府県と連携し、これらを適切に活用し、対応することが望ましいこと。

## キ 要配慮者等への情報提供

市町村は、要配慮者等への情報提供に当たっては、それぞれの特性に応じた配慮が必要である。

○避難所取組指針(R4.4改定) p23

### (3) 要配慮者等への情報提供

- ① 各避難所へ専門的支援者が派遣等された際、避難所にいる要配慮者に対して、専門的支援者が派遣された旨の情報提供を行うこと。
- ② 障害児者への情報提供にあたり、障害児者(支援)団体やボランティア団体と連携し、情報提供を行うこと。特に視覚障害児者をサポートする人の配置等の配慮が必要であること。
- ③ 障害児者等には情報が伝達されにくいことから、避難者の状態に応じ、例えば、次の方法によるなど伝達の方法を工夫すること。
  - ・聴覚障害児者に対しては掲示板、ファクシミリ、手話通訳や要約筆記、文字放送等
  - ・視覚障害児者に対しては点字、音声等
  - ・盲ろう者に対しては指点字、手書き文字等
  - ・知的障害児者、精神障害児者、発達障害児者、認知症者に対しては分かりやすい短い言葉、文字、絵や写真の提示等
- ④ 視覚障害児者、聴覚障害児者、盲ろう者は、仮設住宅、就労支援等の自立に向けた支援等の情報の取得が難しい面もあるので、被災地における障害児者団体のコミュニティ等を通じて、障害児者同士がそういった情報を得られる環境・場の設定や体制作りを検討すること。

## ク 福祉避難所の防火・防犯対策

市町村は、社会福祉施設等の施設管理者等と連携・協力し、福祉避難所における防火担当責任者の指定や定期的な巡回警備等、防火・防犯対策を図る必要がある。

○避難所取組指針(R4.4改定) p24~p25

### 12 防火・防犯対策

#### (1) 防火対策

- ① 防火担当責任者の指定、喫煙場所の指定、石油ストーブ等からの出火防止、ゴミ集積場等に放火されないための定期的な巡回警備等の防火対策を図ること。
- ② 火災発生時に安全に避難するため、避難所の防火安全に係る遵守事項を、避難所の出入り口等に掲示すること。
- ③ 避難所内で使用する毛布、シーツ等については、状況に応じて、燃えにくい素材のもの(不燃性・難燃性のある製品、防炎品など)を使用するなど、適切な防火対策に努めること。

#### (2) 防犯対策

- ① 避難所の環境について、犯罪を誘発・助長する面もあることから、特に被害に遭いやすい子供、高齢者、女性からも危険箇所・必要な対応についても意見を聞き、照明の増設など環境改善を行うこと。また、警察とも連携し、巡回や被害者への相談窓口情報の提供を行うとともに、被災者・支援者全体に対して、いかなる犯罪・暴力も見逃さない旨を周知徹底すること。
- ② 避難所の治安・防犯等の観点から、必要に応じ、警備員等の雇用も検討すること。
- ③ 女性用トイレや女性用更衣室等は女性が巡回することが望ましいこと。

## ケ 福祉避難所における健康管理等

### (ア) 避難者や避難所運営スタッフの心身の健康に配慮した運営体制の構築

市町村は、避難者や運営スタッフに対する健康状態の確認のほか、精神的、体力的な負担や生活環境の変化によるストレス、不安などを抱える方への対応や健康への配慮のため、保健師や看護師等による保健指導や巡回相談、心のケアなどを実施することが必要である。また、運営スタッフと避難者が協力して、見守り体制を構築するなど、避難者や避難所運営スタッフの心身の健康保持のための環境を整えることが必要である。

### (イ) 衛生的な環境の維持

市町村は、ライフラインの途絶や集団生活といった条件の福祉避難所では、様々な感染症、食中毒等のリスクが高まるため、委託先の施設管理者と連携し、発災直後から衛生管理に徹底して取り組む必要がある。

**a 手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底**

避難者やスタッフは、頻繁に手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底する。

**b 避難所の衛生管理の確保**

(a) 物品等は定期的に家庭用洗剤を用いて清掃するなど、衛生環境を保つ。

(b) トイレは定期的に清掃、消毒を行い、清掃の際はマスク、使い捨て手袋、エプロンを用意し、次亜塩素酸ナトリウムを使用する。

(c) 消毒薬は感染源に効果が裏付けされているものを使用する。

(d) 避難所は土足厳禁とする。

(e) 紙おむつ等の廃棄のため、蓋付きゴミ箱を設置する。

**c 十分な換気の実施、スペースの確保**

(a) 定期的に十分な換気を行う。

(b) 避難者が十分なスペースを確保できるよう留意する。

**d 避難所運営スタッフの健康管理**

市町村は、福祉避難所に配置する運営スタッフの健康状態を常に把握し、咳や発熱などの症状があること把握した場合は、速やかに健康状態に問題のないスタッフと交代するなどの、対応を行う必要がある。

**(ウ) 避難者の健康管理**

市町村は、福祉避難所の感染症予防を図るため、避難者の健康状態（発熱、咳など）を避難所への到着時に確認するとともに、災害時における要配慮者の持病の悪化防止、エコノミークラス症候群（深部静脈血栓症/肺塞栓症）や生活不活発発病などの新たな病気の発症防止、健康維持のために、市町村内外の「医療・保健・福祉専門職の巡回・派遣」による被災者の健康チェック・管理等を定期的実施する必要がある。また、これらの結果等を受け、巡回医師等の指導を仰ぎ、専用スペースへの移動や隔離、医療機関への搬送、専門施設等へ適切に橋渡しできる体制を確保することが必要である。

また、補助犬が避難所内に同伴することにより、他の避難者がアレルギー等を起こす可能性がある場合は、別室を準備するなどの配慮も必要である。

**コ 感染症発症時の対応**

**(ア) 避難者が感染症を発症又はその疑いがある場合**

市町村は、避難者が感染症を発症した場合、又はその疑いがあることを把握した場合、保健福祉部局と十分に連携した上で、患者の隔離や医療機関へ搬送する必要がある。このため、市町村は、適切な対応を事前に検討しておく必要がある。

**(イ) 発熱、咳等の症状が出た者のための専用スペースの確保**

a 発熱、咳等の症状が出た者が発症した場合は、専用スペースを確保する必要がある。

- b 症状が出た者の専用スペース、トイレや手洗い場は一般の避難者とはゾーン及び動線を分ける必要がある。

### (3) 緊急入所等の実施

#### ア 緊急的な対応

在宅での生活の継続が困難な要配慮者や一般の避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者については、緊急入所、緊急ショートステイ等で対応する必要がある。このため、市町村は、緊急入所等が可能な施設を把握し、整理する。

#### イ 医療機関への移送

市町村は、要配慮者の症状の急変等により、医療処置や治療が必要な場合は、医療機関に移送する必要がある。

○避難所取組指針(R4.4改定) p12

災害法第49条の14に基づく個別避難計画等により、避難する要配慮者が想定されている指定福祉避難所等においては、あらかじめ必要な受入準備を検討しておくこと。併せて、入院・入所が必要となった場合に備えた医療施設・社会福祉施設等との連携体制を構築しておくこと。

#### ウ 医療に関する情報収集

市町村は、人工透析患者・難病患者など定期的・継続的に治療が必要な方については、必要な医療の情報収集に努め、適切に対応する必要がある。

### (4) 福祉避難所の解消

市町村は、福祉避難所としての目的を達成したときは、必要な原状回復を行い、福祉避難所を解消する。

○避難所取組指針(R4.4改定) p25~p26

#### 14 避難所の解消

##### (1) 避難所の解消に向けた環境整備

- ④ 福祉避難所で生活する避難者については、障害等の特性を有していること等に鑑みれば、できる限り早期に退所し、よりよい環境に移ることが望ましいことから、福祉仮設住宅等への入居のほか、関係部局と連携を図り、高齢者世話付き住宅（シルバーハウジング）への入居又は社会福祉施設等への入所等を積極的に活用することで、早期退所が図られるように努めること。

### 3 在宅避難の要配慮者への支援

市町村は、在宅での避難生活を余儀なくされた要配慮者への見守り機能を充実させるとともに、支援物資やサービス等の提供が行き届くよう必要な措置を講ずる必要がある。

○避難所取組指針(R4.4改定) p26

#### 15 在宅避難

(3) 在宅等での避難生活を余儀なくされた方々に対して、自治会や行政職員等の見守り機能を充実させ、特に女性と男性のニーズの違いに配慮し、要配慮者等の支援が必要となる者に対して行政が適切な対応を取ることで、情報、紙おむつや生理用品、食物アレルギーを有する者用の食材等の支援物資、医療、福祉等のサービスの提供が行き届くよう必要な措置を講じること。

(5) 在宅医療患者等、必要な薬剤・器材等(水・電気等を含む。)を得られないため直接生命にかかわる者又は日常生活に重大な支障をきたす者などの把握及び必要物資の提供について、関係部局・団体等と連携を図り特に配慮すること。

### 4 福祉仮設住宅の供与

高齢者・障がい者等、日常生活上特別な配慮を必要とする者が複数いる場合、次のように居宅介護等事業等(ホームヘルプサービス等)を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置し、供与することができる。

#### (1) 福祉仮設住宅の供与の対象者

高齢者・障がい者等、日常生活上特別な配慮を要する者

#### (2) 福祉仮設住宅設置の留意点

段差解消のためのスロープ及び手すりの設置等、高齢者・障がい者等の安全及び利便に配慮する。

居宅介護等事業等による生活援助員等の支援や入居者の互助を図られやすくするため、生活援助員室や共同利用室を設置できるほか、便所、風呂、調理室等について、共同利用を前提とした仕様とすることができる。

被災者に提供される部屋数をもって、応急仮設住宅の設置戸数とする。したがって、居宅介護等事業等により常駐する生活援助員等の部屋は、設置戸数として換算しない。なお、生活援助員は、必要に応じて、居宅介護等事業等により配置されるものであり、災害救助法により配置することは想定されていない。